

第五次箕面市総合計画

前期基本計画（案）

2011(平成 23)年度～2015(平成 27)年度

箕 面 市

目次

第1章 基本計画の意義

第1節 計画の性格

第2節 計画の構成

第2章 人口と財政

第1節 人口推計

第2節 財政推計

第3章 計画の体系

第4章 分野別計画

目標1 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち

- 1 - (1) 健康は自分で守り、頼れる医療をつくります
- 1 - (2) 誰もが明るくいきいきと安心して暮らします
- 1 - (3) みんなでまちの安全・安心と潤いをつくります
- 1 - (4) みんながいきいきと働き、豊かに暮らせるまちをつくります

目標2 子どもたちの夢が育つまち

- 2 - (1) 人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります
- 2 - (2) 子どもたちを、地域ではぐくむまちづくりをめざします
- 2 - (3) 子どもたちの生きる力をはぐくむ教育を進めます
- 2 - (4) 生涯にわたって学び、学びを活かせるまちをつくります

目標3 環境共生さきがけのまち

- 3 - (1) みんなで環境にやさしい生活を進めます
- 3 - (2) 市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくります
- 3 - (3) 交通基盤、交通サービスを拡充し、人と環境にやさしいまちをつくります

目標4 「箕面らしさ」を活かすまち

- 4 - (1) 豊かな自然環境を守ります
- 4 - (2) 歴史・文化を後世に伝えていきます
- 4 - (3) 住まい・まちなみ景観を大切にします
- 4 - (4) 新たな魅力創出によって観光・産業を活性化します

目標5 誰もが公共を担い、みんなで作るまち

- 5 - (1) 地域コミュニティが元気で住みよい地域をつくります
- 5 - (2) 市民活動相互の連携を強化し、公共の担い手をこれまで以上に多様化・多元化していきます
- 5 - (3) 市民とともに行政は無駄のない経営を進め、健全な財政を次世代に継承します

第5章 地域別の特性と今後の施策展開

第1節 北部地域

第2節 東部地域

第3節 中部地域

第4節 西部地域

第5節 中央山間地域

第1章 基本計画の意義

第1節 計画の性格

基本計画は、めざすべき将来都市像(「わがまち・みのお」の姿)である「ひとが元気、まちが元気、やまが元気 ~みんなでつくる「箕面のあした」~」を実現するために、基本構想で設定した、まちづくりの目標と基本方向に沿って、必要な政策・施策を総合的・体系的に示すものです。

計画期間は、2020年度(平成32年度)を最終目標年度とし、10年後に到達すべき目標を定めた上で、2011年度(平成23年度)から2015年度(平成27年度)までの5年間とします。

第2節 計画の構成

基本計画には、人口・財政推計、分野別計画、地域別の施策展開を示します。

人口と財政

総合計画をより実効性のあるものにするため、計画期間内の人口動態と、それに基づく財政見通しの推計を示します。

分野別計画

市民と行政が協働でまちづくりに取り組むため、まちづくりにかかわるすべての主体者の役割分担やその達成に向けての取組を示します。また、取組の進捗状況が評価できるように、計画期間内の目標値を設定します。

- (1) 現状と課題
- (2) 各主体の主な役割
- (3) 政策の方向
 - 基本方針
 - 政策・施策の体系
 - 施策の内容
- (4) 成果指標
- (5) 政策別事業費
 - 関連計画

地域別の特性と今後の施策の展開

地域の特性と現状を踏まえた施策の展開を示します。

第2章 人口と財政

第1節 人口推計

本市が行った人口推計では、総合計画の目標年度である2020年度(平成32年度)における将来人口は、おおむね13万7千人、前期基本計画の最終年度である2015年度(平成27年度)には、おおむね13万5千人になると予測されます。

今後も、少子化の進行や近年の社会動態が継続していくことを前提とした場合、既成市街地の人口は減少傾向にあります。新市街地の整備や子育て世代などの若年層を積極的に呼び込む政策効果などによって、2022年度(平成34年度)までは人口増加が継続すると予測しています。

特に、箕面森町、彩都、小野原西地区の開発プロジェクトは、随時住宅供給が進み、新たに居住者が定着していきます。これらの地区においては、総合計画期間終了後に住宅供給が終了する予定であるため、総合計画の期間中は、世帯数及び人口が増加すると見込んでいます。

しかし、近年の経済状況の悪化から、事業者の住宅供給計画の見直しや消費者の動向などの影響を考慮し、適宜流入人口を見直すことも想定しています。

各地区別の人口は、2020年度(平成32年度)で、西部地域が52,744人、中部地域が35,278人、東部地域が44,086人、北部地域が5,487人と想定しています。その後も、彩都や小野原西地区を抱える東部地域や箕面森町を抱える北部地域については、人口増がみられるものの、2022年度(平成34年度)以降は、北部地域を除く西部・中部・東部地域で人口減に転じると想定しています。

図 - 1 年次別・形態別人口の推移

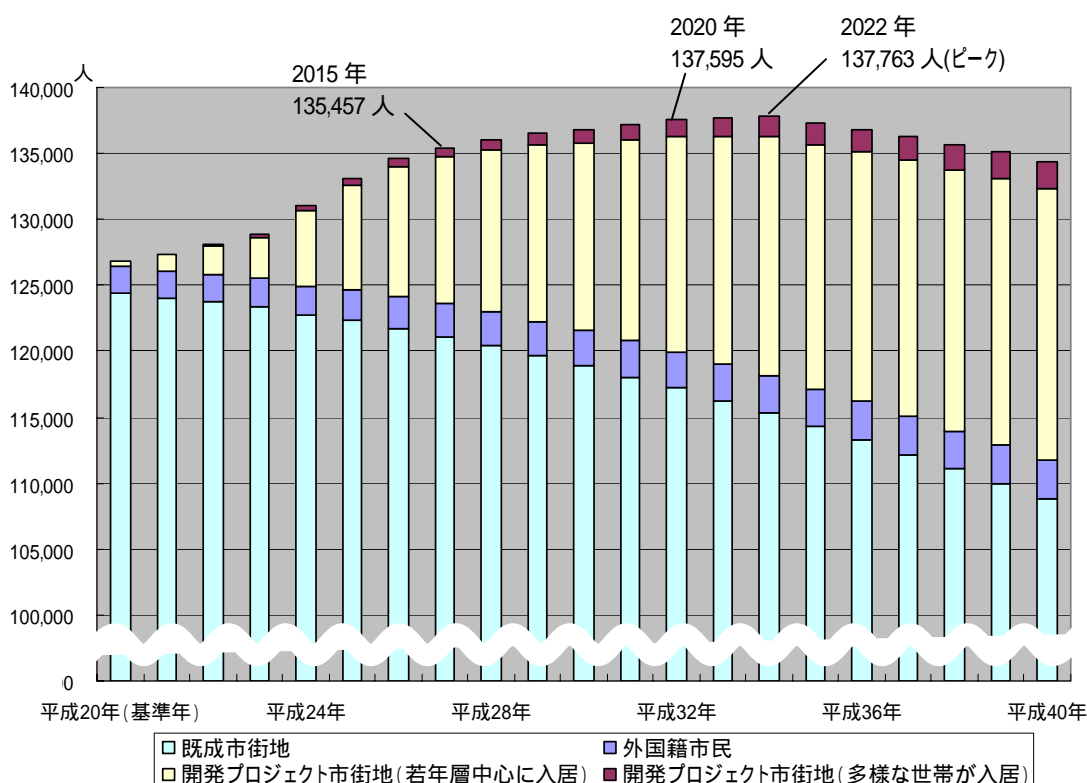


図 - 2 人口構成比率（3階層別）の推移

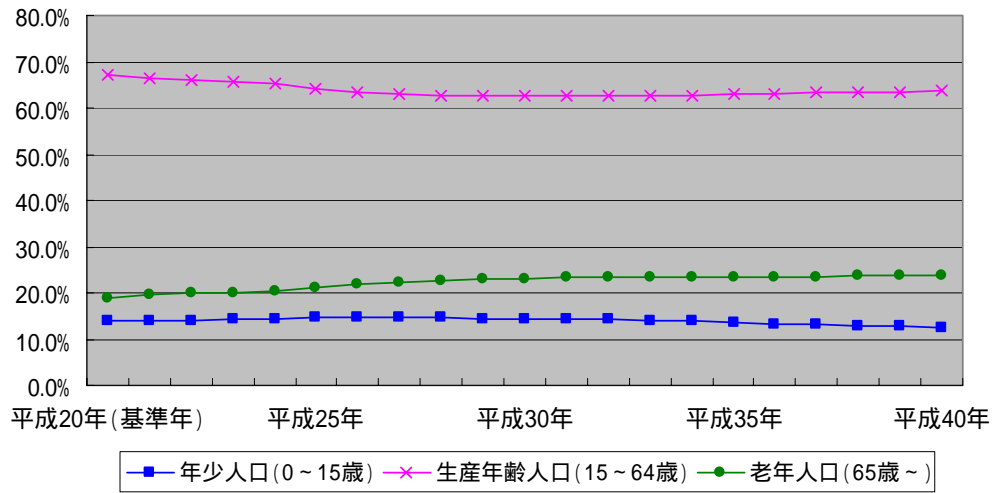
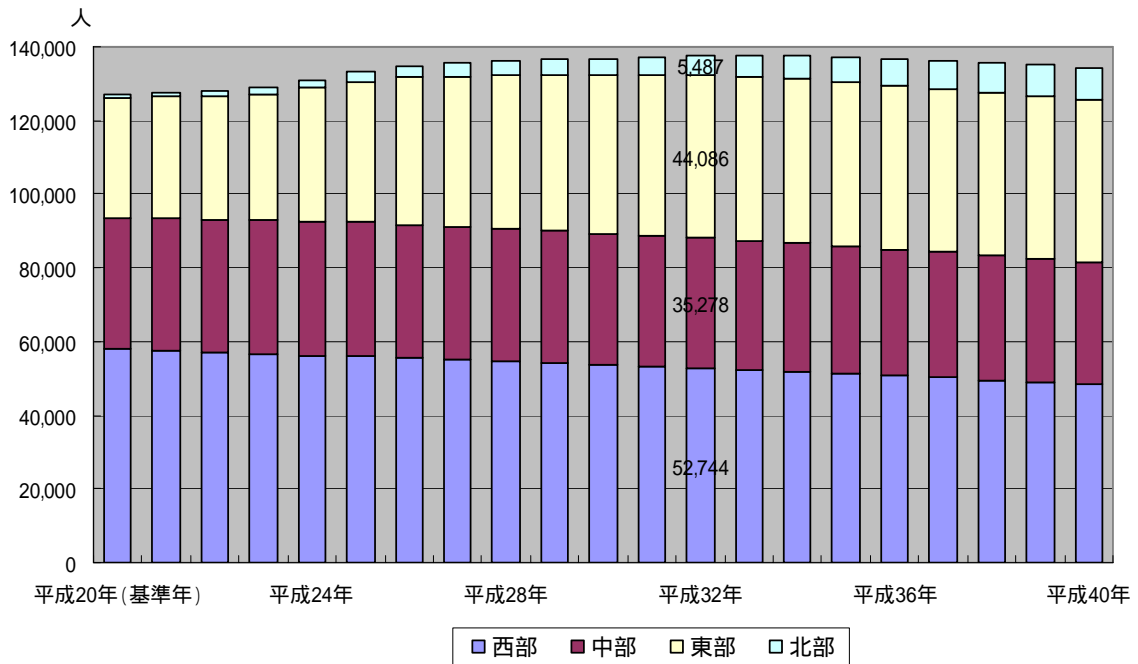


図 - 3 地域別人口の推移



第 2 節 財政推計

第3章 計画の体系

将来都市像

ひとが元気、まちが元気、やまが元気

～みんなで作る「箕面のあした」～

目標 将来都市像を実現するために5つの目標の達成をめざします

目標1. 安全・安心でみんな
がいきいき暮らすまち

目標2. 子どもたちの夢が
育つまち

1-(1)健康は自分で守り、頼れ
る医療をつくります

2-(1)人と人が認め合い、受け
容れあう豊かなまちを
つくります

施策
(1政策につき2~5)

1-(2)誰もが明るくいいきいと
安心して暮らします

2-(2)子どもたちを、地域で
はぐくむまちづくりをめざ
します

1-(3)みんなでまちの安全・
安心と潤いをつくります

2-(3)子どもたちの生きる力を
はぐくむ教育を進めます

1-(4)みんながいいきい働き、
豊かに暮らせるまちを
つくります

2-(4)生涯にわたって学び、
学びを活かせるまちを
つくります

政策・
施策
体系

目標3. 環境共生さきがけ
のまち

3-(1)みんなで環境にやさしい
生活を進めます

3-(2)市街地における環境を
保全し、水とみどり豊か
なまちをつくります

3-(3)交通基盤、交通サービ
スを拡充し、人と環境に
やさしいまちをつくりま
す

目標4. 「箕面らしさ」を
活かすまち

4-(1)豊かな自然環境を守りま
す

4-(2)歴史・文化を後世に伝え
ていきます

4-(3)住まい・まちなみ景観を
大切にします

4-(4)新たな魅力創出によって
観光・産業を活性化しま
す

目標5. 誰もが公共を担い、
みんなで作るまち

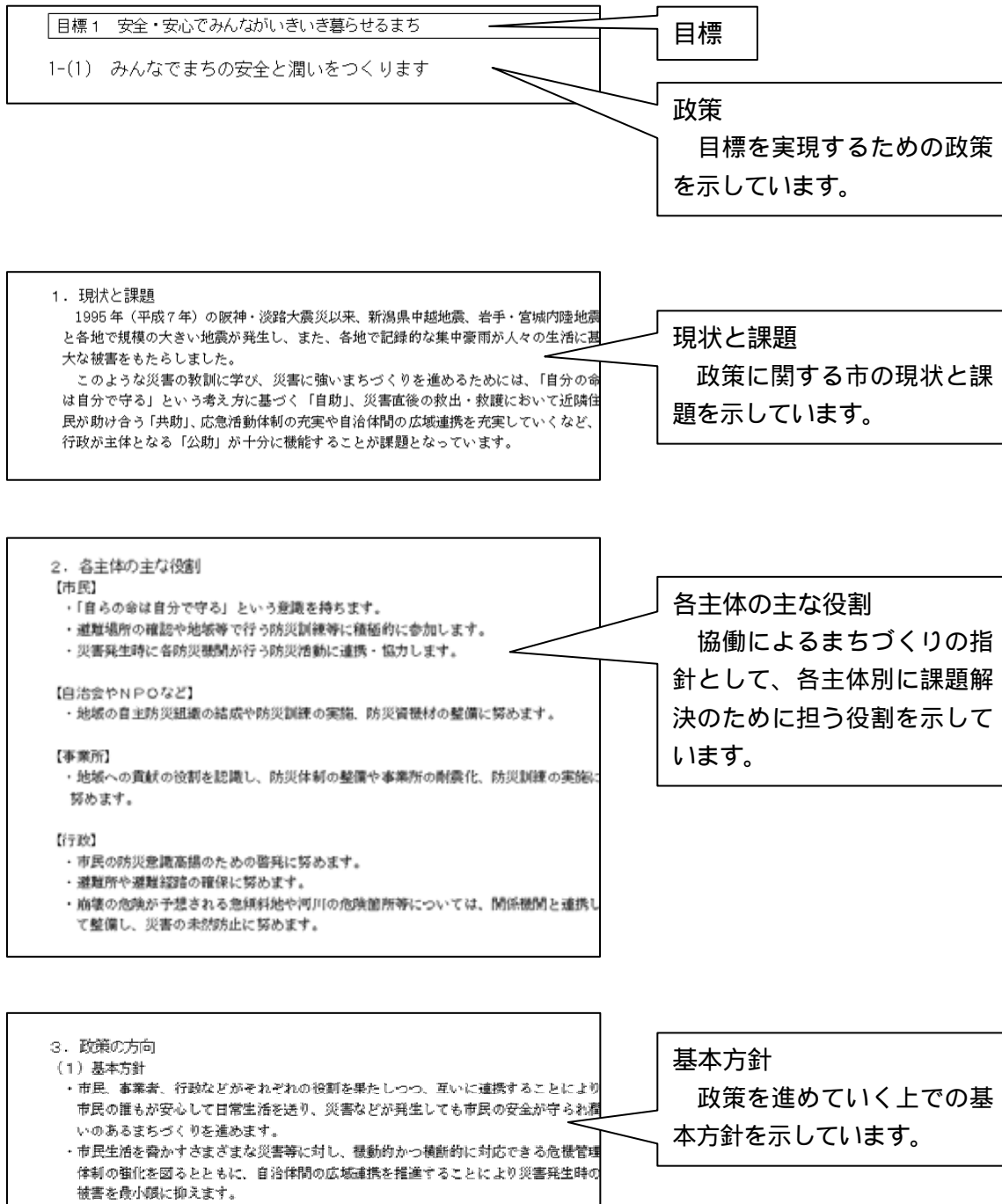
5-(1)地域コミュニティが元気
で住みよい地域をつくり
ます

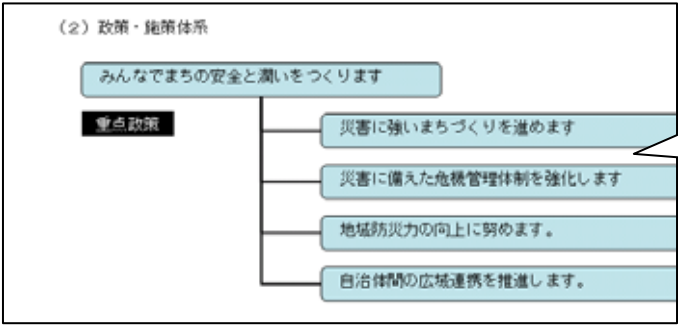
5-(2)市民の公益活動相互の
連携を強化し、新たな公
共の担い手については、
これまで以上に 市民と行
政が協働して開拓してい
きます

5-(3)市民とともに行政は無駄
のない経営を進め、健全
な財政を次世代に継承し
ます

第4章 分野別計画

第4章では、目標ごとにまちづくりの基本方向を示します。すべての主体者が目標を共有し、協働のまちづくりを進めていくため、以下のとおり構成します。





政策・施策体系
 政策の基本方針に基づく施策の体系を示しています。また、政策のうち重点的に取り組むものを「重点政策」としています。

- (3) 施策の内容
- ①災害に強いまちづくりを進めます
 ○○○・…………
 - ②災害に備えた危機管理体制を強化します
 ○○○・…………
 - ③地域防災力の向上に努めます。
 ○○○・…………
 - ④自治体間の広域連携を推進します。
 ○○○・…………

施策の内容
 施策の内容を記載しています。

4. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5年後)	目標値 (10年後)
地震等の災害に備えて対策をとっている市民の割合	市民	★★★★		
	事業者	★★☆☆		
	行政	★★☆☆		
職員の非常時参集所要時間	市民	☆☆☆☆		
	事業者	☆☆☆☆		
	行政	★★★★		
自主防災組織の結成数	市民	★★★★		
	事業者	★★☆☆		
	行政	★★☆☆		
大規模災害時における相互応援等に関する協定等の締結数	市民	☆☆☆☆		
	事業者	★★★★		
	行政	★★★★		

成果指標
 政策の実現に向けて目標を明確にし、その達成状況を評価するための成果指標を示しています。

5. 政策別事業費

	5年間(平成27年度まで)
総事業費	○○○億円

【関連計画】
箕面市地域防災計画

政策別事業費
 財政推計をもとに、政策ごとに事業費の総枠を示しています。

関連計画
 関連する個別計画を示しています。

1-(1) 健康は自分で守り、頼れる医療をつくります

1. 現状と課題

わが国の平均寿命は、公衆衛生の向上や医療技術の進歩により、世界最高の水準にまで延びましたが、食生活や運動習慣などを原因とするがん、心疾患、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病は増加しています。このようななか、生涯を通じて健康でくらすために、日常的な健康管理など、市民の健康づくりへの関心が一層高まっています。より豊かで活力ある社会を築くために市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、個人の健康づくりを支援する地域活動の推進や生活習慣病等の早期発見・早期治療のための健診体制の整備など、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた総合的な健康づくりや情報の提供を推進していきます。

また、医療供給体制については、大病院と中小病院、診療所の機能分担が十分ではなく、大病院へ患者が集中するなど、地域医療システムの再構築が求められています。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民一人ひとりが、健康に関心を持ち、自分の健康を管理します。
- ・医療サービスの供給体制を認識し、診療所の機能役割を活用します。

【自治会やNPOなど】

- ・身近な場所で、みんなで支えあいながら、健康づくりを進めます。
- ・地域での健康づくりを推進するため、健康教室等を開催します。

【事業所】

- ・事業所は従業員やその家族に対して健康づくりの啓発及び周知を図ります。
- ・医療機関、薬局等の医療関係機関は、生活習慣病予防等の健康情報の発信を実施します。

【行政】

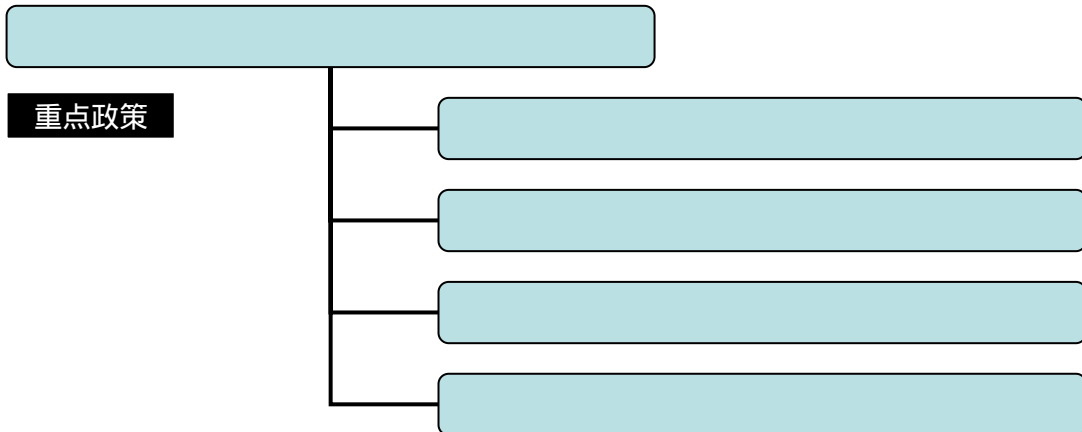
- ・健康づくりのために活動している市民及び地域の非営利団体を支援します。
- ・総合的な健康づくりの情報提供や啓発活動を推進します。
- ・救急総合診療部を創設するなど救急医療を確保します。
- ・市立病院の経営の安定化を図り、運営を継続させます。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・市民、非営利団体、事業所などが実施する健康づくり活動と連携し支援するとともに、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた総合的な健康づくりや情報の提供を推進していきます。
- ・市立病院は、地域の中核病院として病診連携を推進し、質の高い医療を提供し、安心して受診できる環境の整備に努めます。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5 年後)	目標値 (10 年後)
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			

5 . 政策別事業費

	5 年間(平成 27 年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

1-(2) 誰もが明るくいきいきと安心して暮らします

1. 現状と課題

平成19年度における本市の高齢者人口は23,221人に達し、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は18%を超えています。今後、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎える平成24年（2012年）から26年（2014）には、高齢者が毎年100万人ずつ増加すると予測されており、また、本市においても高齢化率が23.9%になると見込まれるなど、これまで経験したことのないスピードで高齢化が進み、「前例のない超高齢社会」を迎えることとなります。

このような状況の中、子どもから高齢者、障害者市民など、すべての市民が住み慣れた地域で安心して日常生活を送るためには、高齢者や障害者市民が制度を理解する機会の提供、相談できる窓口の充実や地域ネットワークの構築などの行政が果たすべき役割や地域ネットワークを支える地域住民による支え合いの仕組みづくりが必要となっています。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・「地域社会を構成する住民の一員」という自覚を持ちます。
- ・高齢者は、自分自身の日常生活の不安を取り除くため、健康づくりや各種制度の説明会などに積極的に参加します。
- ・支援を要する高齢者などの身近な相談や見守り、声かけなどを自ら進んで行います。

【自治会やNPOなど】

- ・地域住民が参加する諸活動への協力・支援に努めます。

【事業所】

- ・高齢者や障害者市民に対するサービス提供事業所は、専門的な視点に立って、市民やサービス利用者などに対する支援を行います。

【行政】

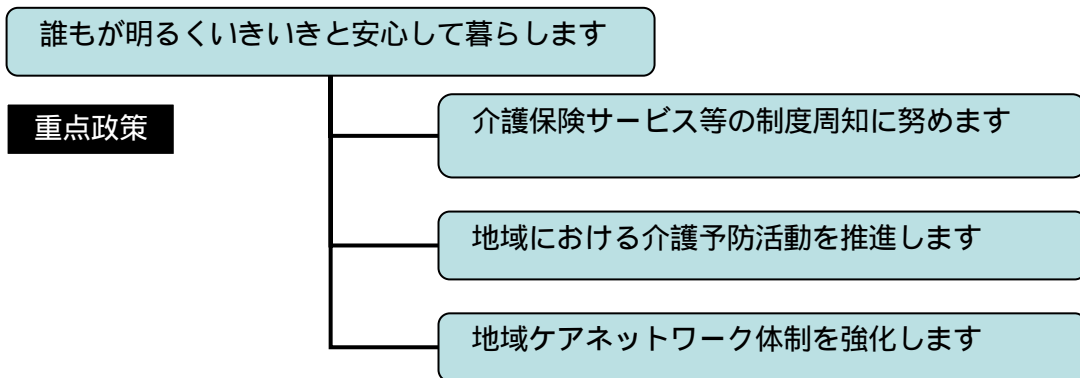
- ・地域の社会資源とのネットワークづくりに努めます。
- ・地域住民に対する福祉サービスの利用促進を図るための啓発に努めます。
- ・生活困難者や認知症高齢者、独居高齢者等の早期発見・把握に努め、地域住民や事業者と一体となった支援を行います。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・地域住民との連携を深めつつ、障害者市民等社会的弱者に対しての理解に努め、ノーマライゼーション社会の実現をめざします。
- ・高齢者や障害者市民に関わる専門相談機関が、地域の社会資源との多面的・横断的な支援体制を構築することにより、必要なときに必要なサービスを安心して利用することのできる福祉のまちづくりを進めます。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

介護保険サービス等の制度周知に努めます。
 地域における介護予防活動を推進します。
 地域ケアネットワーク体制を強化します。

4. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5年後)	目標値 (10年後)
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			

5. 政策別事業費

	5年間(平成27年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 箕面市障害者市民の長期計画

1-(3) みんなでまちの安全・安心と潤いをつくります

1. 現状と課題

1995年(平成7年)の阪神・淡路大震災以来、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震と各地で規模の大きい地震が発生し、また、各地で記録的な集中豪雨が人々の生活に甚大な被害をもたらすなど、自然災害をはじめとした多種多様な災害や事故は絶えず発生しています。本市域では、この間、大規模災害は発生していませんが、このような災害の教訓に学び、地域の自主防災組織の結成を促進しています。平成20年度までの結成状況は、62団体で結成率18パーセントの状況から、さらに促進していく必要があります。

災害に強いまちづくりを進めるためには、「自分の命は自分で守る」という考え方に基づく「自助」、災害直後の救出・救護において近隣住民が助け合う「共助」、防災活動体制の充実や自治体間の広域連携を充実していくなど、行政が主体となる「公助」が十分に機能することが課題となっています。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・「自らの命は自分で守る」という意識を持ちます。
- ・避難場所の確認や地域等で行う防災訓練等に積極的に参加します。
- ・災害発生時に各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。
- ・応急手当等の知識の習得に努めます。
- ・消防団や自治会活動等に積極的に参加します。

【自治会やNPOなど】

- ・地域の防災意識の高揚に努めます。
- ・地域の自主防災組織の結成や育成に努めます。
- ・地域での防災訓練の実施や、防災資器材の整備に努めます。

【事業所】

- ・防災体制の整備や事業所の耐震化に努めます。
- ・自主防災訓練を実施するとともに、地域への貢献の役割を認識し、地域での防災訓練への参加にも努めます。

【行政】

- ・市民の防災意識高揚のための啓発に努めます。
- ・避難所や避難経路の確保に努めます。
- ・崩壊の危険が予想される急傾斜地や河川の危険箇所等については、関係機関と連携して整備し、災害の未然防止に努めます。
- ・消防力及び火災予防体制の充実と強化に努めます。

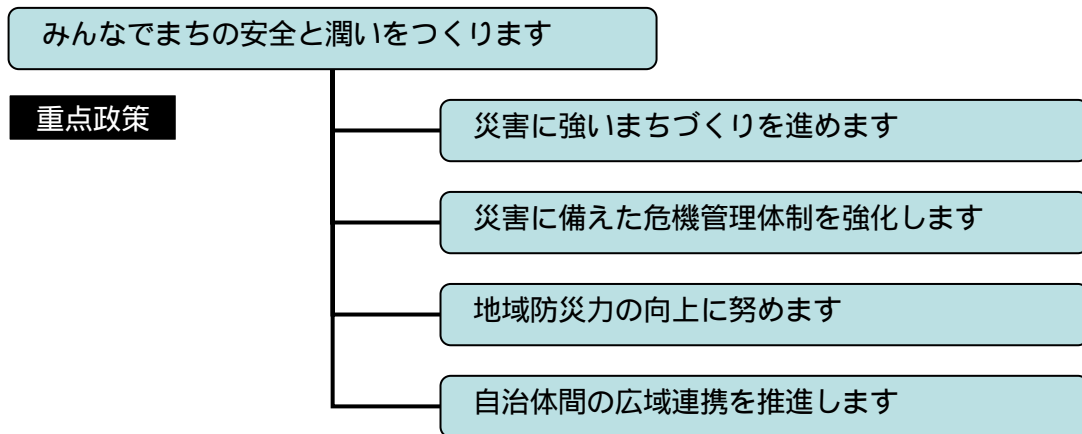
3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携し、補い合い協働することにより市民の誰もが安心して日常生活を送り、災害などが発生しても市民の安全が守られ潤いのあるまちづくりを進めます。

- ・市民生活を脅かすさまざまな災害等に対し、機動的かつ横断的に対応できる危機管理体制の強化を図るとともに、自治体間の広域連携を推進することにより災害発生時の被害を最小限に抑えます。
- ・様々な災害等から市民の生命・財産を守るため、消防・救急体制の充実・整備を図ります。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

- 災害に強いまちづくりを進めます
- 災害に備えた危機管理体制を強化します
- 地域防災力の向上に努めます。
- 自治体間の広域連携を推進します。

4. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5年後)	目標値 (10年後)
地震等の災害に備えて対策をとっている市民の割合	市民 事業者 行政			
職員の非常時参集所要時間	市民 事業者 行政			
自主防災組織の結成数	市民 事業者 行政			
大規模災害時における相互応援等に関する協定等の締結数	市民 事業者 行政			

5. 政策別事業費

	5年間(平成27年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

箕面市地域防災計画

目標1 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち

1-(4) みんながいきいき働き、豊かに暮らせるまちをつくります

1. 現状と課題

金融危機を発端とした世界経済の悪化により、雇用情勢は急速に悪化しています。また一方で、少子高齢化の進展により、労働力人口が減少することが懸念されています。

本市では、働く意欲がありながらさまざまな阻害要因のため働くことが実現できない、いわゆる就職困難者を対象に、公共職業安定所、(財)箕面市障害者事業団、(社)箕面市シルバー人材センターなど、地域の関係機関などと連携しながら雇用・就労を支援してきました。今後、労働環境の変化に対応した労働施策の推進や、地域に根ざした雇用・就労への取組みを推進し、市民の誰もがいきいきと働くことができる社会を実現していくことが課題となっています。

また、豊かで安心した暮らしができるよう、消費生活センターを設置して消費者からの相談に応じるとともに、消費生活に関する情報提供を行っていますが、様々な制度の変化や情報化が進む中、複雑多様化している相談や苦情により一層的確に対応していくことが課題となっています。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民、とりわけ就職困難者は、自立や社会への貢献、自己実現など、自らの意思に基づき働く権利を実現することをめざします。
- ・消費者問題に関心を持ち、啓発講座へ参加するなど、様々な学習機会を利用して、自己防衛を図ります。

【自治会やNPOなど】

- ・就職困難者の就労を温かく応援するとともに、ともに支え合う地域社会の形成の理念を理解し、協力します。
- ・地域での連携を深め、情報交換を密にすることにより、消費者被害の拡大を防ぎます。

【事業所】

- ・労働基準法や消費者基本法をはじめとする労働及び消費生活に関する法令を遵守します。
- ・地域や社会への貢献の役割を認識し、勤労者の雇用の維持や就職困難者の雇用機会の拡充に努めます。

【行政】

- ・勤労者の雇用環境の整備のため、啓発に努めます。
- ・市内における起業支援や事業開拓支援などによって、地域の雇用機会を増やします。
- ・国、府などの関係機関と連携し、就職困難者の就労を支援します。
- ・消費者被害の防止や救済のため、消費生活に関する情報提供や消費者教育、相談体制の充実に努めます。

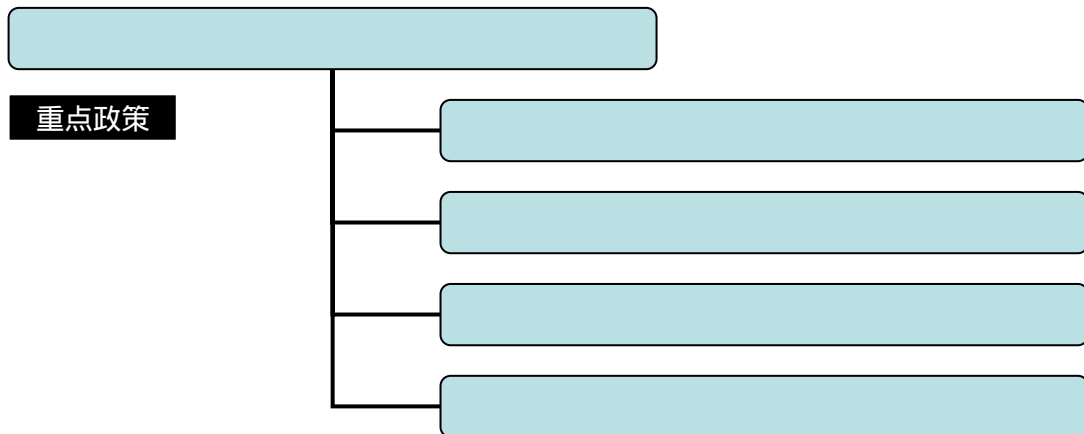
3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・行政、事業所などが、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより、市民の誰もが安心して働けるまちづくりを進めます。

- ・ 起業支援や事業開拓支援などによって、地域の雇用機会を増やすとともに、国、府などの関係機関と連携し、就職困難者の就労を支援することにより、すべての市民が働く権利を実現できるまちづくりを進めます。
- ・ 国や府、事業者などと連携し、消費生活センターの機能を充実させることによって、市民の誰もが豊かで安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5年後)	目標値 (10年後)
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			

5. 政策別事業費

	5年間(平成27年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

目標2 子どもたちの夢が育つまち

2-(1) 人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります

1. 現状と課題

1948年(昭和23年)の国連総会における世界人権宣言をはじめ、様々な人権に関する宣言や条約、基本的人権の尊重を基調とする憲法のもとで、多様な取組が進められてきました。本市においても、1985年(昭和60年)の箕面市非核平和都市宣言や、1995年(平成5年)の箕面市人権宣言の採択など、積極的に人権問題に取り組んできました。

しかし、多様な価値観や複雑化する社会情勢に伴い、従来からの人権問題に加え、高齢者や障害者、女性、外国人に対する新たな人権問題も提起されています。

本市では、これまで以上に年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが認め合い、またすべての人々が能力を十二分に発揮できるような社会を構築することが課題となっています。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・性別に関わりなく職場、家庭、地域社会の中で協力してその一員として役割を果たしながら、自己実現の場を見いだすことのできる環境づくりを進めます。
- ・外国人市民と日本人市民が協働して、外国人市民が地域活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。

【自治会やNPOなど】

- ・ジェンダーに敏感な視点を持ち、活動に反映していきます。
- ・多文化共生社会の実現に向けて、国際化活動を実施していきます。

【事業所】

- ・誰もが働きやすい職場づくりに努めます。
- ・すべての人の人権が確立される環境づくりに努めます。

【行政】

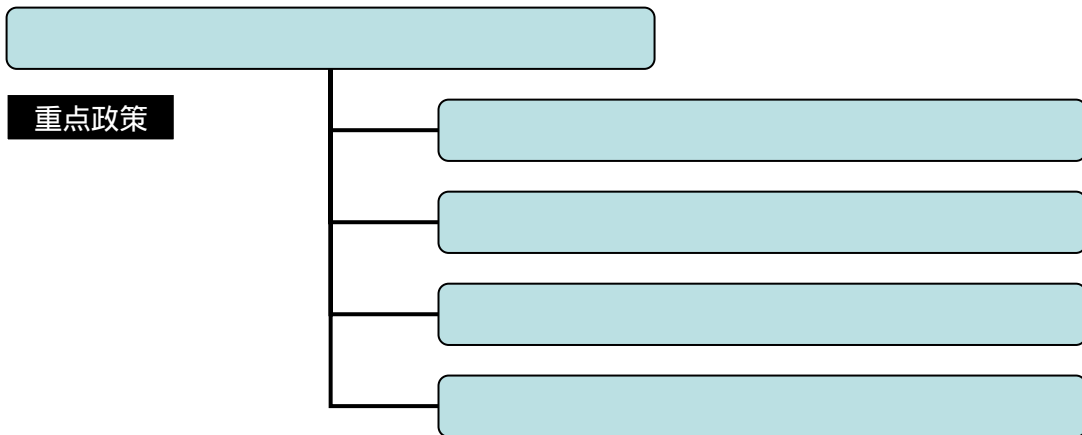
- ・すべての人の人権が確立される社会づくりに努めます。
- ・ジェンダーに敏感な視点をもって、施策に反映・強化していきます。
- ・国際化施策のニーズ把握に努め、各種サービス等の情報提供も積極的に行います。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・一人ひとりの人権が十分に尊重されるまちづくりを進めます。
- ・互いに認め合い、だれもがすみやすいまちをめざします。
- ・男女平等の視点からあらゆる施策や社会制度・慣行を見直し、豊かな活力ある社会の実現をめざします。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5 年後)	目標値 (10 年後)
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			

5 . 政策別事業費

	5 年間(平成 27 年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

目標 2 子どもたちの夢が育つまち

2-(2) 子どもたちを地域ではぐくむまちづくりをめざします。

1. 現状と課題

核家族化やひとり親家庭の増加などにより、子育てに不安や悩みを持つ保護者が増加するとともに、働く女性の増加に伴う保育ニーズの高まりにより、保育所の待機児が増加しています。本市では、子育て相談などをはじめとした子育て支援策や保育所の整備、保育定員の拡大などに努めてきましたが、新市街地・既成市街地における今後の保育ニーズを的確に把握しつつ、子育て支援策の充実や保育所の待機児の解消、保育サービスの充実を図る必要があります。

また、平成13年(2001年)に発生した大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件をはじめ、以降も、子どもの安全が脅かされる事件が多発しました。本市では、地域の青少年健全育成団体を中心とした各校区における見まもり活動など、子どもの安全を守る取組や文化・スポーツ・自然体験など様々な取組が、従来から活発に行われてきました。今後は、そうした取組を継続・拡大していくための活動の輪の広がりや世代交代に向けた育成者、指導者の育成が課題となります。また、「地域の子どもは地域で育てる・守る」という基本的認識の下に、家庭・地域・学校などがより一層連携した取組を展開していく必要があります。

2. 各主体の主な役割

【保護者・家庭】

- ・子どもとのコミュニケーションを大切にし、生活習慣を身に付け、様々な体験を通して、豊かな心、健康・体力、確かな学力が身に付くよう、子育てに関する責任の自覚のもと、保護・養育します。

【自治会やNPOなど】

- ・「地域の子どもは地域で育てる・守る」という意識を持ち、地域環境の整備に係る取組を進めます。
- ・安全・安心や子どもの居場所づくりの取組を実施します。

【事業所・企業】

- ・事業所のこども110番の設置や企業の情報技術の提供など、地域と協力して子どもの安全・健全育成に努めます。
- ・仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めます。

【行政】

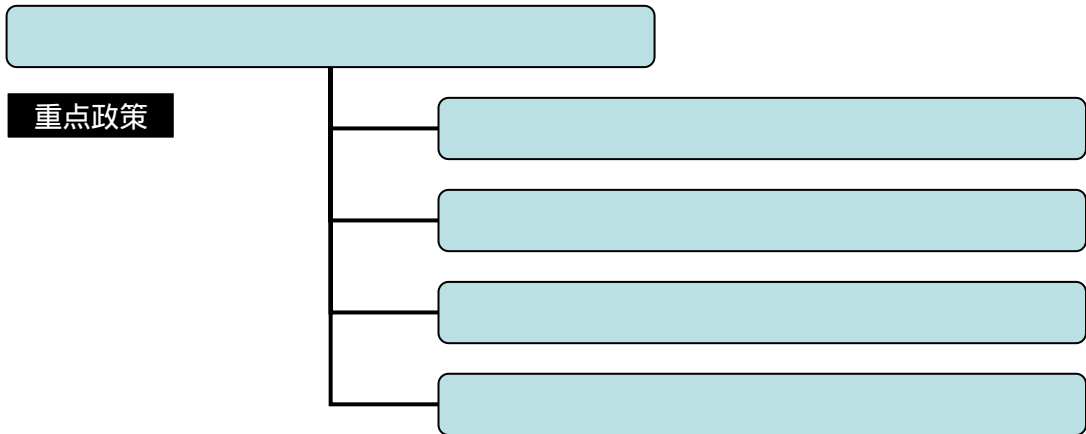
- ・子どもの居場所、子育て支援や子どもの安全・安心に係る施設整備・点検を進めます。
- ・地域・関係機関との協働のもと、子どもへの虐待防止策・子どもの育ちを見守る地域ネットワークを積極的に進めます。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・家庭・地域における子育てへの支援と子育て環境の整備を図ります。
- ・保育サービスの充実と多様な保育ニーズに対応します。
- ・子どもの居場所、活動拠点の整備・充実と自由な遊び場づくりを進めます。
- ・子どもの文化的・社会的活動の支援や健全育成・自立支援を進めます。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5 年後)	目標値 (10 年後)
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			

5 . 政策別事業費

	5 年間(平成 27 年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

2-(3)子どもたちの生きる力をはぐくむ教育を進めます

1. 現状と課題

各保育所・幼稚園・学校においては、子どもたちの豊かな育ちと確かな学びを支援し、生きる力をはぐくむ教育を推進するため、幼児・児童・生徒や地域の実態を踏まえつつ、創意工夫を凝らした教育課程を編成し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進してきました。また、大規模改修や耐震化など、施設の計画的な整備に努めてきました。

今後は、保護者や地域住民と連携した取組をより一層、進めるとともに、小中一貫教育を積極的に推進して、知・徳・体のバランスがとれた子どもたちをはぐくむことや、空調機やトイレなども含めた安全で快適な教育環境の整備が課題となっています。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・地域で子どもたちの健やかな成長と安全を支援します。
- ・学校等の運営に積極的に参加します。

【保護者やPTAなど】

- ・家庭教育の重要性を認識し、子どもたちに規則正しい生活習慣などを身につけさせます。

【行政】

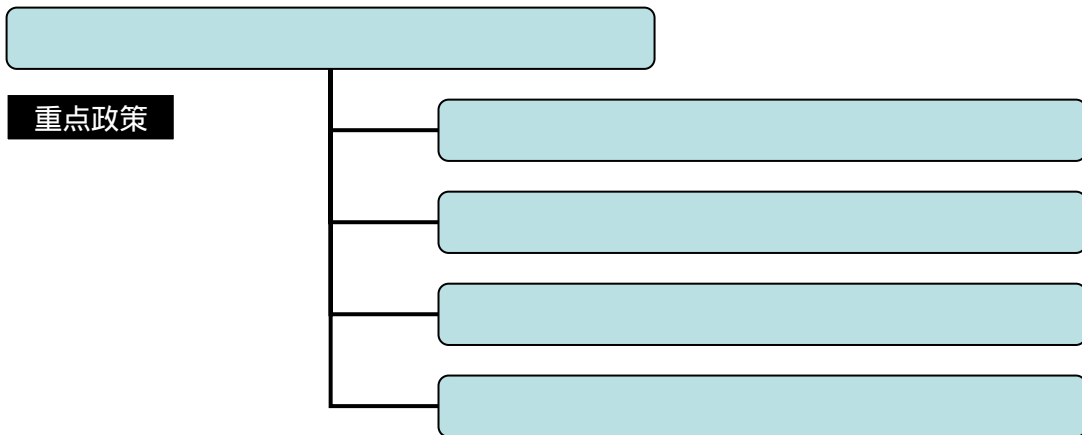
- ・一人ひとりの豊かな育ちと確かな学びをはぐくむ小中一貫教育の推進・充実に努めます。
- ・地域に開かれた特色ある学校園所づくりの推進・充実に努めます。
- ・安全で安心な教育環境の整備・充実に努めます。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・子どもたち一人ひとりを大切にしたいきめ細かい教育に系統的に取り組みます。
- ・学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちの教育に取り組みます。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5 年後)	目標値 (10 年後)
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			

5 . 政策別事業費

	5 年間(平成 27 年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

目標2 子どもたちの夢が育つまち

2-(4) 生涯にわたって学び、学びを活かせるまちをつくります

1. 現状と課題

本市では、「いつでも」「どこでも」「誰でも」生涯にわたって学習活動ができる環境醸成のため、「ライフステージ」に対応した学習機会の整備などに取り組んできました。また、本市の生涯学習は、市民の自主的な活動に支えられ、充実してきました。

しかしながら、現代社会の変化により、リカレント教育（社会人の再学習機会）の必要性が提唱される中で、これまでも増して生涯にわたる学習機会の保障が求められてきています。加えて、「ニート」などの不安定な生活を余儀なくされている市民もあり、生涯学習の役割が重要となっています。

このような状況の中、人生や社会のことを知り、世代を超えた交流を促し、みんなで力を合わせて地域の課題を発見し支えあっていくための生涯学習の推進がこれまでも増して求められています。市民が自主的に学び、交流する学習・スポーツ機会が保障されるとともに、学んだことが地域社会で活かされる取組づくりや地域社会の多様性、つながり、支えあいを生み出し、新たな文化創造を進めていくことが課題となっています。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・いきいきとした暮らしのために、新しいことを知り、楽しみを増やすよう、生涯にわたって学び続けます。
- ・自主的に学びの場をつくり学習の輪を広げます。
- ・学んだことを地域で活かすことのできる機会や場をつくります。

【自治会やNPOなど】

- ・コミュニティセンターなどを活用しながら、地域の人たちの学習機会を広げます。
- ・地域課題の発見・解決に向けた学習に取り組めます。

【事業所】

- ・包括協定を締結した大学では、地域住民の学習機会の充実などに取り組めます。
- ・働く人たちのリカレント教育の大切さをふまえて学習の支援を図ります。
- ・公開講座を開催するなどして専門知識などを広く市民の学習に提供します。

【行政】

- ・市民の自主的な生涯学習・スポーツ活動を振興します。
- ・地域課題、社会的課題の発見・学習機会を充実します。
- ・学習成果を地域で活かす取組を進めます。

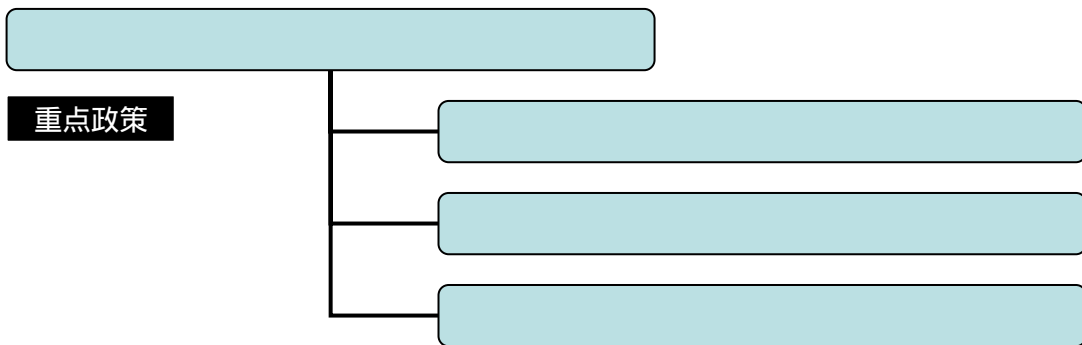
3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・市民の自主的な生涯学習・スポーツ活動を振興します。具体的には、多様な媒体を活用して生涯学習情報をわかりやすく、かつ、学習意欲を喚起するよう提供します。また、安全で使いやすい施設運営を図るとともに、窓口においては、生涯学習の進め方や学んだことの活かし方を含めて気軽に相談ができるよう取り組めます。

- ・地域課題、社会的課題の発見・学習機会を充実します。具体的には、地域の多様性を尊重しながらともに生きていく地域づくりに向けた課題発見や学習の機会を提供するとともに、激変する社会における様々な課題について学習する機会提供を充実させます。また、高齢者層、子育て層、学齢期、青年層など年齢階層別にも課題を的確にとらえ必要な学習機会の提供を充実させます。
- ・学習成果を地域で活かす取組を進めます。具体的には、学習成果の発表機会を充実させるとともに、学習ニーズと成果活用ニーズをうまくマッチングさせる取組を行います。とりわけ、希薄化が進む地域でのつながりを広げる取組が重要となります。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5年後)	目標値 (10年後)
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			

5. 政策別事業費

	5年間(平成27年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

3-(1) みんなで環境にやさしい生活を進めます

1. 現状と課題

化石エネルギーの使用に伴う温室効果ガスの増加による地球温暖化は、氷河の減少や海面上昇、砂漠化をまねき、気候変動により食糧危機や熱帯性疾病の北上、生物多様性の危機などをもたらすと言われ、特に異常気象は各地で甚大な被害を生じさせています。

また、大量消費に伴う大量廃棄を繰り返してきたこれまでの生活は見直され、本市においても様々な再利用・再資源化の取組が行われて来ましたが、依然として多くのごみが焼却され、地球温暖化を招く温室効果ガスを多量に排出させています。

これらの現状を克服するためには、限られた資源やエネルギーを有効に活用するとともに、自然エネルギーへの切り替えなど、環境にやさしいライフスタイルへの転換が必要です。温室効果ガスの削減に向かって、市民、事業者、行政の役割を明確にし、一丸となって取り組むことが求められています。

併せて、本市においては家庭ごみの減量が進み、全体としても、ごみの減量が進みつつありますが、今後、益々、ごみの発生抑制や再利用、再資源化を推進する循環型社会への転換を実現していく必要があります。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・自然エネルギーや雨水などを活用するなど、電気やガス、水道などの無駄を減らし、快適な生活をめざす。
- ・家電・機器の買替や住宅の建替、改修にあたっては、省エネルギー化を進める。
- ・マイカーの使用を控え、公共交通や自転車の利用を進める。
- ・ものを大事にする生活を実践する。
- ・マイバッグの利用などでごみの発生を抑制するとともに、ごみの分別の徹底や再利用、再資源化を進める。

【地域の団体やNPOなど】

- ・個人で取り組みやすい節約のノウハウやエコライフの情報などを普及させる。
- ・エコライフ・エコオフィスのネットワーク化をはかり、知識や情報の共有化を進める。
- ・学校や地域での環境学習を推進する。
- ・集団回収や分別収集の取組など、再利用・再資源化の推進役をめざす。

【事業者】

- ・電気、ガス、水道などの無駄を減らし、資源の有効活用や省エネ機器への切り替えを行うなどエコオフィス化を進める。
- ・自動車の使用を控え、公共交通の利用を進める。
- ・レジ袋の廃止や簡易包装に努め、ごみの発生を抑制する。
- ・事業系ごみの発生抑制や再利用、再資源化、適正処理を行う。
- ・廃食用油などのバイオマスの有効活用を進める。

【行政】

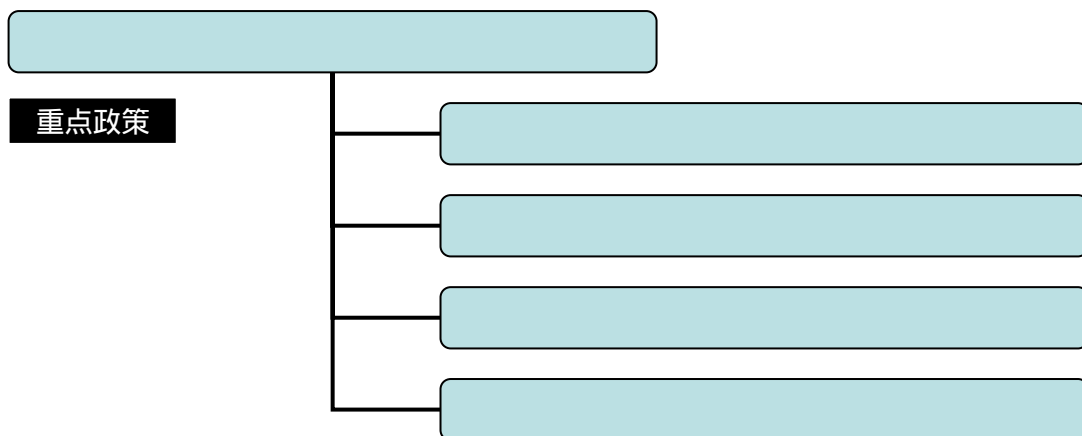
- ・省エネ住宅、省エネ家電、自然エネルギー機器の普及・促進に努める。
- ・市民や事業所、学校、地域でのエコライフ・エコオフィスの取組を推進する。
- ・公共施設等の省エネルギー化や自然エネルギーの導入を進める。
- ・分別収集を徹底し、ごみの発生抑制や資源化を推進する。
- ・環境クリーンセンター・リサイクルセンターの適切で効率的な管理運営を行い、ごみを適正に処理する。
- ・集団回収団体・回収業者の再生資源回収の取組を奨励し、集団回収制度を促進する。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・地球温暖化対策を進めるため、地域や市民団体などと連携し環境学習や周知・啓発などを実施し、省エネルギーや自然エネルギーの普及・促進に努めるなど、エコライフ・エコオフィスの取組を支援し環境にやさしいライフスタイルを市民、事業者、行政の協働で実践していきます。
- ・家庭ごみや事業系ごみの発生抑制、再利用、再資源化、適正処理を実現するため、分別排出の促進や各主体への周知・啓発を実施するとともに、支援施策や経済的手法の活用などにより、循環型社会の構築に一層取り組んでいきます。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5年後)	目標値 (10年後)
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			

5 . 政策別事業費

	5年間(平成27年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

3-(2) 市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくります

1. 現状と課題

市街地には、社寺林などの林や巨木が点在しています。こうした資源は地域のシンボルとして市民に親しまれ、一部は市が保護樹林や保護樹木に指定しています。公園や緑地では、市民による美化・緑化活動が展開されています。また、住宅や店舗等の新築、増改築時には、まちづくり推進条例等により一定基準の緑化が行われているほか、旧来からの住宅地では、生垣等による緑化が行われています。

しかし、こうしたみどりが維持継続されるためには、市民による地道な取り組みが必要で、市街地の田畑についても農業者の高齢化や後継者附則等によって、年々減少傾向にあります。

市街地のみどりの保全・育成は、山間・山麓部のみどりとともに、地球環境保全や豊かな住環境の大きな要素であり、市民の不断の努力により保全・育成されるものです。市民の身近なみどりに対する意識の高揚と、地域性や土地利用状況に応じた取組を活発にし分散・点在しがちな市街地のみどりを線や面として繋げていくことが必要です。

今後、残された空間地や既成市街地での土地利用の変更に際しては、緑化や緑地の保全を図るとともに、環境共生型の建物の普及に努めることなどが課題となっています。

また、重要なライフラインの一つである上水道・下水道の整備はほぼ100%に達していますが、今後は、安全性や安定性の確保、環境への対応が課題となっています。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・農地を農業者以外の市民も含め市民協働で支えていく活動、地産地消等を促進します。
- ・自宅の庭や生垣、ベランダなどでの植栽活動など家庭での緑化や環境共生型住宅への転換に努めます。
- ・身近な緑地保全や水辺環境保全の取り組みに積極的に参加します。
- ・雨水の散水利用や地面への浸透、上水道の節水及び下水道（汚水）の適切な排水に努めます。

【地域団体やNPOなど】

- ・まとまった林や巨木等を地域ぐるみで守っていく活動を行います。
- ・地域に身近な公共施設である公園や街路樹等の自主管理活動を通じたみどりの維持、保全活動を行います。
- ・市街地のみどりを守るため、情報やノウハウを共有し情報発信するコーディネーターの役割を担い、相互にネットワークを広げます。
- ・地域における緑化協定などのルールづくりを行います。
- ・市民や事業所に対して環境共生型建物の普及・啓発に努めます。
- ・地域における緑地保全や水辺環境保全に取り組みます。
- ・市民や事業所に対して、雨水活用の普及・啓発、上水道の節水及び下水道（汚水）の適切な排水の啓発に努めます。

【事業所】

- ・緑化における地域貢献を積極的に行います（寄附、市民活動への支援等）。
- ・事業所の緑化や環境共生型事業所への転換に努めます。
- ・地域における緑地保全や水辺環境保全の取り組みに協力します。
- ・雨水の散水利用や地面への浸透、上水道の節水及び下水道（汚水）の適切な排水に努めます。

【行政】

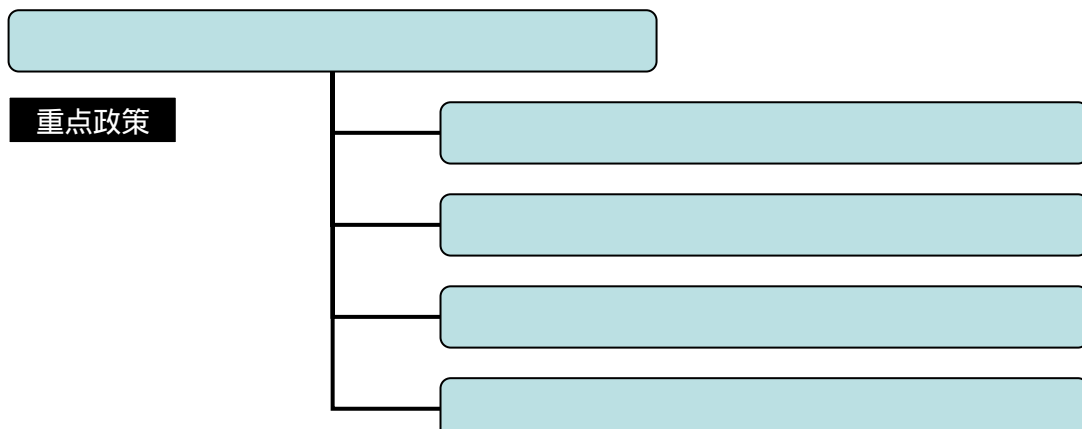
- ・市民や企業が行う緑化活動を支援します。
- ・公園、道路等の計画的整備と市民協働による維持管理を推進します。
- ・条例等の適正な運用や地域の取り組みを支援することにより、市街地の緑化を誘導します。
- ・環境共生型建物の普及に努めます。
- ・地域と共に市街地の緑地保全や水辺環境の保全に取り組みます。
- ・雨水の活用など健全な水環境再生に取り組みます。
- ・上下水道事業の健全な経営に努めるとともに、上下水道施設の計画的・効率的な整備・保全に取り組みます。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・市街地の緑化や市街地における緑地の保全を進め、ヒートアイランド対策としての効果を高めます。
- ・緑や自然エネルギーなどを取り入れた環境共生型の住宅や事業所の普及・促進を図るなど、地球温暖化の抑制に寄与し、快適で環境にやさしいまちづくりを進めていきます。
- ・市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより市街地の緑化や緑地の保全を進めます。
- ・緑豊かな山麓の風を利用した自然空調や太陽光・熱といった自然エネルギーの活用を図り、快適で環境にやさしい環境共生型のまちづくりを進めます。
- ・雨水の活用、流出抑制に努めるとともに、水と緑豊かな水辺環境の保全により健全な水環境再生を進めます。
- ・上下水道事業の健全経営に努めるとともに、環境に配慮しながら上水道の安全・安心で安定した上水道の供給と下水道（汚水・雨水）の適切な排水を進めます。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5 年後)	目標値 (10 年後)
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			

5 . 政策別事業費

	5 年間(平成 27 年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

3-(3) 交通基盤、交通サービスを拡充し、人と環境にやさしいまちをつくれます

1. 現状と課題

本市の交通は、国道171号や423号等の主要な道路が縦横に結ばれ、交通基盤としては相当程度整っているものの、公共交通（鉄道・バス）は十分とはいえず、自家用車に過度に依存している状況です。

市民の高齢化が進む中で、人と環境にやさしいまちづくりを実現するためには、都心枝のアクセス強化など総合交通体系の確立に向けた鉄道延伸、市内の移動が容易となり環境負荷の軽減にもつながるバス路線網の整備及び歩行者自転車の安全にも配慮した道路交通ネットワークの拡充・保全などを図ることが課題となっています。

また、将来のまちを支え活力を与える鉄道延伸や広域交通の整備にあたっては、環境への配慮や過度な財政負担とならないよう慎重に取り組むことが必要です。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・低公害車への転換に努めるとともに、自家用車の利用を控えバス等の公共交通の利用に努めます。
- ・歩行者・自転車の安全確保や円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・保全に協力します。
- ・鉄道延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実にに向けた取組に積極的に参加、協力します。

【自治会やNPOなど】

- ・市民や事業所に対して、低公害車への転換や公共交通の利用促進に向けた啓発に努めます。
- ・地域として歩行者・自転車の安全確保や円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・保全に協力できるように、地域のとりまとめに努めます。
- ・鉄道延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実にに向けた取組に積極的に参加、協力するとともに、地域住民・市民・事業所への啓発に努めます。

【事業所】

- ・低公害車への転換に努めるとともに、通勤、業務時の車の利用を控えバス等の公共交通の利用に努めます。
- ・歩行者・自転車の安全確保や円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・保全に協力します。
- ・鉄道延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実にに向けた取組に積極的に参加、協力します。

【行政】

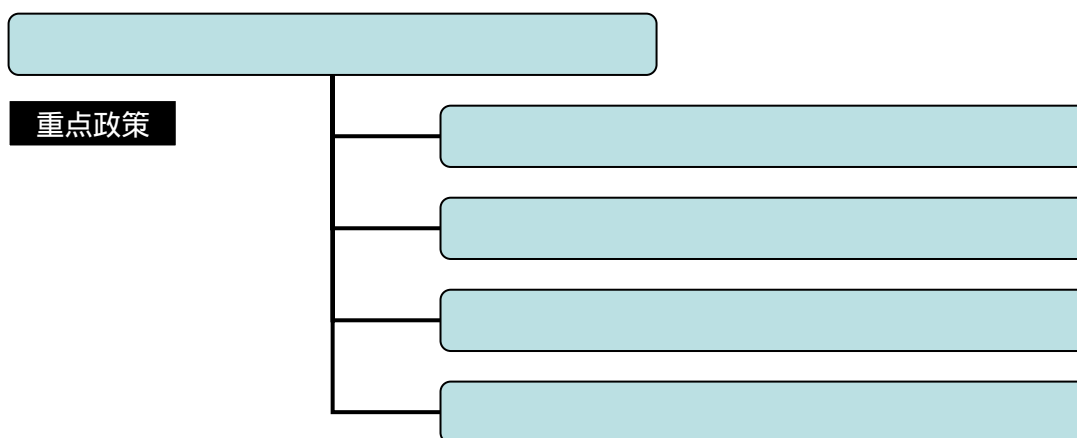
- ・低公害車の普及に努めるとともに、公共交通の利用促進策に取り組みます。
- ・歩行者・自転車の安全確保や円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・保全に取り組みます。
- ・鉄道延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に取り組みます。
- ・広域的な交通基盤の整備にあたっては、環境への配慮に努めるとともに、過度な財政負担の軽減に向けて事業費の縮減や負担の平準化に取り組みます。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより低公害車の普及と公共交通への転換を進めます。
- ・歩行者・自転車の安全確保や円滑な道路交通ネットワークの形成を進めます。
- ・鉄道延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に図り、人と環境にやさしいまちづくりを進めます。
- ・広域的な交通基盤の整備は、環境への配慮及び過度な財政負担とならないように事業費の縮減や負担の平準化を進めます。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5年後)	目標値 (10年後)
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			

5 . 政策別事業費

	5年間(平成27年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

4-(1) 豊かな自然環境を守ります

1. 現状と課題

北摂山系は府内でも有数の自然環境が残る貴重な自然の宝庫であるとともに、山麓部のみどりは、箕面市のシンボルでもあります。さらに、市街地の大規模な公園や農地、社寺林等は「みどりの拠点」となり、中小河川や街路樹は「みどりの軸」として山間山麓部から市街地への連続性を確保しています。これらの緑は、市民生活に安らぎや癒しをもたらし、良好な景観、防災や環境保全、生きものの生息空間として重要な役割を果たしています。

かつての北摂山系は、身近な里山や林業林として活用されていましたが、高度成長期を経て、その必要性が低下し、植生は荒廃し、開発圧力が高まりました。

これらの豊かな自然環境を保全するため、山間部では、「国定公園特別地域」などの指定、山麓部では「山なみ景観保全地区」の指定、『山麓保全アクションプログラム』の策定、公益信託「みのお山麓保全ファンド」の創設等、さまざまな法規制や活動支援の仕組みが整えられました。

こうした仕組みを活用した山麓保全活動は一定の広がりを見せていますが、まだまだ十分とはいえない状況にあります。今後とも市民、事業者は単にみどりの恩恵を享受するだけでなく、日ごろからみどりをもたらす多面的な価値を再認識し、みどりへの関わりへとつなげていくことが求められています。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・自らの生活と本市の豊かな自然環境との関わりについて認識を深め、日々の暮らしを営むよう努めます。
- ・環境林としての活用や市民参加型の森づくりを進めることで、親しみながら豊かな緑を保全し、守り育てていきます。
- ・山間山麓部や河川などでの清掃や自然保護活動に積極的に参加します。

【自治会やNPOなど】

- ・地域に暮らす市民として、自治会やNPO等が協力して自然環境の保全に努めます。

【事業者】

- ・企業市民として、地域における市民の取組の支援や協力・連携を図るなど、自然環境の保全に努めます。

【行政】

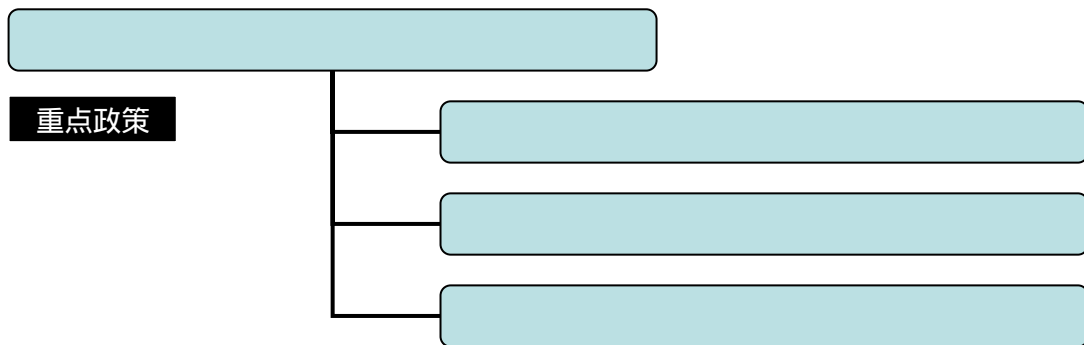
- ・国や府との連携を一層深めて、環境、農林、防災面などから山間・山麓保全をはじめとしたみどり行政を推進します。
- ・山林所有者、市民、NPO・事業者と連携し「山麓保全アクションプログラム」を推進します。
- ・河川とのふれあいの機会と適正な維持管理を推進します。
- ・箕面らしい自然環境の保全と創出にむけて、制度や法的枠組みを整えます。
- ・生態系の保全に努めます。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・箕面市の環境基盤となる豊かな自然環境を、箕面ブランドとして守り育てます。
- ・北摂山系をはじめとした箕面の自然環境からの恩恵を享受するだけでなく、自然環境がもたらす多面的な価値を再認識し、保全と創出に努めます。
- ・箕面市の景観を構成する最も重要な要素である山なみ景観を保全し、四季折々の彩り豊かな背景を形づくりします。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5年後)	目標値 (10年後)
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			

5. 政策別事業費

	5年間(平成27年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

目標4 「箕面らしさ」を活かすまち

4-(2) 歴史・文化を後世に伝えていきます

1. 現状と課題

箕面市には、山岳信仰の場として知られる名勝箕面山をはじめ、地域に伝わる祭りや行事など、市内各地に豊かな歴史と伝統が残っています。近年は、地域の市民やNPOの力によって、途絶えていた行事が復活するなどの動きも出てきています。また、文化振興の分野においては、市民の自主的な活動への援助を通して市民文化の高揚を図ってきました。

歴史と伝統を後世に伝えていくためには、文化財や歴史資料の保存はもとより、市民が箕面の歴史や文化について知り、触れる機会を作ることや、地域の市民や団体などと協力して伝統的な行事などが引き継がれるような取組が必要です。一方で、市民の自主的な文化活動が、新しい箕面の文化として定着し、さらに発展していくように支援していくことも必要です。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・箕面の歴史や文化について学び、誇りを持って子どもたちに伝えていきます。
- ・地域の伝統的な行事などに積極的に参加します。

【自治会やNPOなど】

- ・地域の伝統的な行事などに協力し、後継者を育てる環境をつくります。

【事業所】

- ・地域とともに伝統文化の継承、新しい文化の発展を支援します。

【行政】

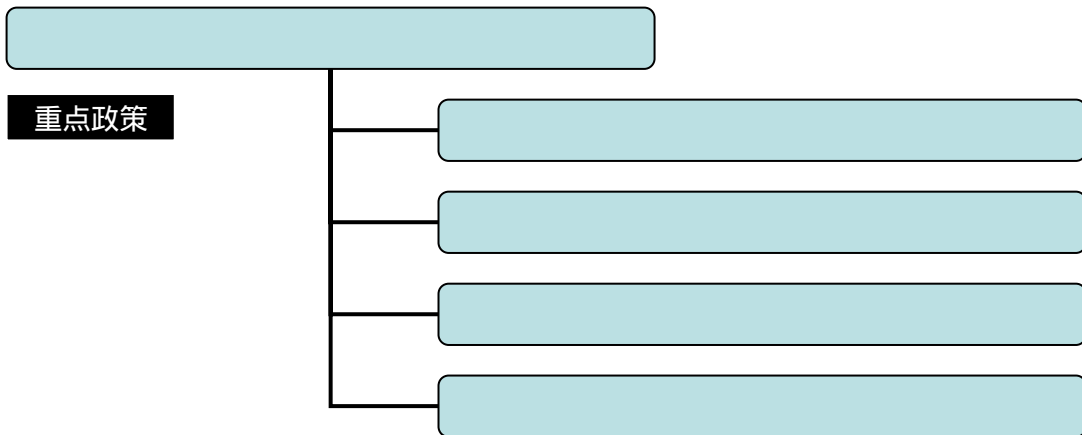
- ・文化財や歴史資料の保存とともに、展示やセミナーを通して、市民が箕面の歴史や文化に触れる機会を充実させる。
- ・市民の自主的な文化活動を支援していきます。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・市民が箕面に愛着と誇りを持てるよう、文化財や歴史資料は貴重な財産として保存するとともに広く展示するとともに、本市の歴史や文化に触れ、学べる機会を増やします。
- ・市民の自主的な文化活動が、世代や地域を越えた人の交流を生み出す新しい箕面の文化として定着し、さらに発展していくよう支援制度を整えるとともに、箕面の新たな魅力として発信していきます。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5 年後)	目標値 (10 年後)
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			

5 . 政策別事業費

	5 年間(平成 27 年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

4-(3) 住まい・まちなみ景観を大切にします

1. 現状と課題

本市は、独自条例により、山間・山麓部の保全を図りつつ、自然環境を活かした個性ある良好な住環境をもった、落ち着いたのある市街地を形成してきました。

既成市街地における課題は、建替え等の土地利用更新時に、いかにしてまちなみや住環境を維持・向上をしていくかであり、市民との協働により地区レベルでのルールづくりを行うなど地区の特性を活かしたまちづくりを実現していく必要があります。

新市街地においては、箕面森町、彩都などで建設事業が進められていますが、良好なまちなみ、住環境の形成と生活利便施設の誘導や公益施設等の整備など魅力的なまちづくりを事業者と十分に調整しながら進めていく必要があります。

また、まちなみ景観には、地域で受け継がれてきた資源や特性、人々の暮らしが映し出されることから、地域の環境を良くする取組の中で、景観にも目を向け、暮らしを快いものにしていくことが不可欠です。しかし、快適で魅力のある暮らしが重視されるようになった一方で、建設様式、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、特性を見いだしにくい地域が増えています。また、遠方からの視認性を重視したロードサイドショップの意匠やチェーン店の画一的な意匠には、本市の地域性にそぐわないものもあります。

まちなみ景観を形成する要素の大半は住宅や事業所、広告物等であるため、行政だけでなく、市民や事業者も景観形成の主体として重要な役割を担っていることを認識し、今後、主体的な取組が広がり、目指すべき景観を共有することが求められています。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・宅地内の緑化など、周辺に配慮した良好な環境づくりに努めます。
- ・住まい周辺の景観や住環境に関心を持ち、地区の住環境に関するルールづくりやまちづくり活動に参加します。
- ・住まいやライフスタイルがまちの景観を創り、自らが景観形成の主体であることを認識します。
- ・住環境やまちの姿に関心を持ち、地域の特性を多くの人と共有します。

【自治会やNPOなど】

- ・タウンウォッチングや地区の安全点検、景観資源の点検など地区住民自ら地区内の環境を確認する様な取組みを進めます。
- ・地域の個性を生かした住環境に関するルールづくりを検討します。
- ・市民が主体となった景観形成の取組みについて広く啓発します。
- ・良好な景観や快適な住まいについて話し合う場を設けたり、まち歩きを行うなど、地域の核としての役割を担います。

【事業所】

- ・まちづくり推進条例や都市景観条例を遵守し、箕面市にふさわしい良質な住まいの供給と適切な運営管理を行うとともに、事業所の外観や広告物などについて周辺のまちなみへの配慮を行います。
- ・地域の特性や、長い時間をかけて親しまれてきた景観資源、あるいは地域のコミュニティへの理解を深め、地域性に配慮した開発・建設を行います。
- ・地域に愛され、人々の暮らしににぎわいや活力を与える景観を育みます。

【行政】

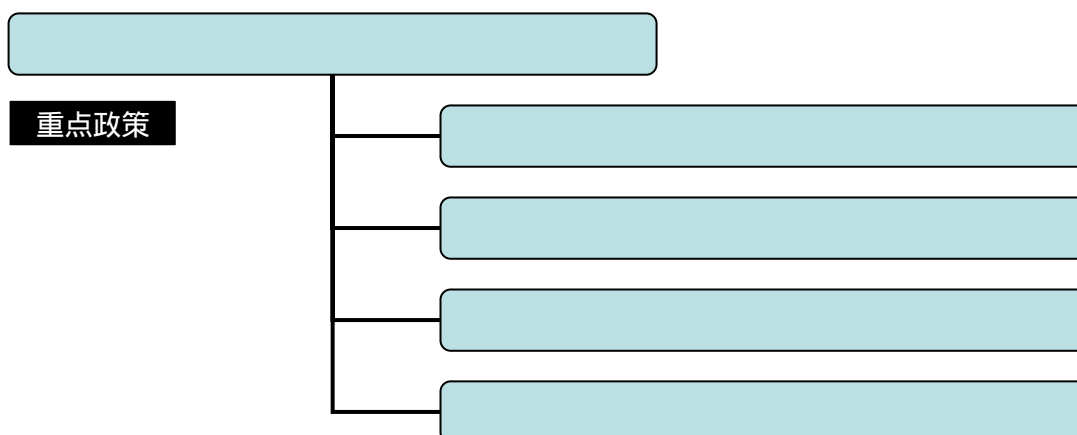
- ・良好なまちなみ景観や住環境を誘導するため、まちづくり推進条例にもとづく規制誘導や都市景観形成事業を推進するとともに地元住民発意の地区独自のルールづくりなどの取り組みを支援します。
- ・高齢者や障害者など誰もが安心して暮らせるよう住まい・住環境に関する施策を推進します。
- ・箕面森町、彩都などの新市街地については、事業者とも調整を行いながら、地区計画の策定など魅力あるまちづくりを進め、着実な人口定着を目指します。
- ・都市景観基本計画の実現に向け、都市景観条例や景観法など各種制度を適切に運用します。
- ・市民や事業所の主体的な取り組みを積極的に支援します。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・既成市街地では、地元の合意に基づいた地区計画・建築協定・都市景観形成地区などの活用により、地域の特性を活かした良好なまちづくりを市民・事業者・行政の三者協働により進めていきます。
- ・箕面森町、彩都などの新市街地では、事業者と十分協力・調整しながら都市計画などの手法を活用し、まちなみ景観や住環境に優れた生活利便のあるまちづくりを進めていきます。
- ・山なみの緑と一体となった緑豊かなまちなみ景観を形成します。
- ・地域の特性を伸長し、いきいきとしたまちなみ景観を育みます。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5 年後)	目標値 (10 年後)
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			

5 . 政策別事業費

	5 年間(平成 27 年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

4-(4) 新たな魅力創出によって観光・産業を活性化します

1. 現状と課題

人びとの観光の楽しみ方は「通過・消費型」「飲食・宴会を楽しむ」観光から、近年、「触れ合い型」「滞在型」「地域文化を観る」などの観光へと変化しています。このように人々の趣向の変化により、自然や“まち”の歴史や文化など、その地域の特性を活かした観光振興などの取組が課題となっています。

また、近年、地域商業の核である商店街は、経済不況や店主の高齢化等により空店舗の増加や退店など厳しい経営環境に置かれています。このため、地域商業をまちづくりの重要な担い手として位置づけ、市民と商業者が協働して地域に貢献することで、地域商業の活性化をめざす取組が必要です。

農業については、近年の農業従事者の高齢化と担い手不足、後継者問題が深刻です。一方「食の安全」、「自給率向上」など農業に対する市民意識も高まっています。各主体が協力して持続可能な営農支援や地産・地消の仕組みづくりが必要です。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民自らがまちを再発見し、地域への愛着の醸成や内外への情報発信に努めます。
- ・地域商業は、まちに欠かすことができない存在から地域商業の大切さを再認識します。
- ・農業体験などにより、農業の大切さや関心を高めます。

【自治会やNPOなど】

- ・箕面の新たな魅力づくりのため、市民や事業者等と連携するとともに、新たな事業の実施主体として活動します。

【事業者・生産者】

- ・来訪者へのホスピタリティの醸成を図ります。
- ・個店の魅力を高め顧客のニーズへの対応を図るとともに、コミュニティの場づくりを進めます。
- ・食の安全に根ざし、農薬管理指導士の養成と農業者へのトレーサビリティ（生産履歴）の徹底を図るなどして、安定的な農産物の供給に努めます。

【行政】

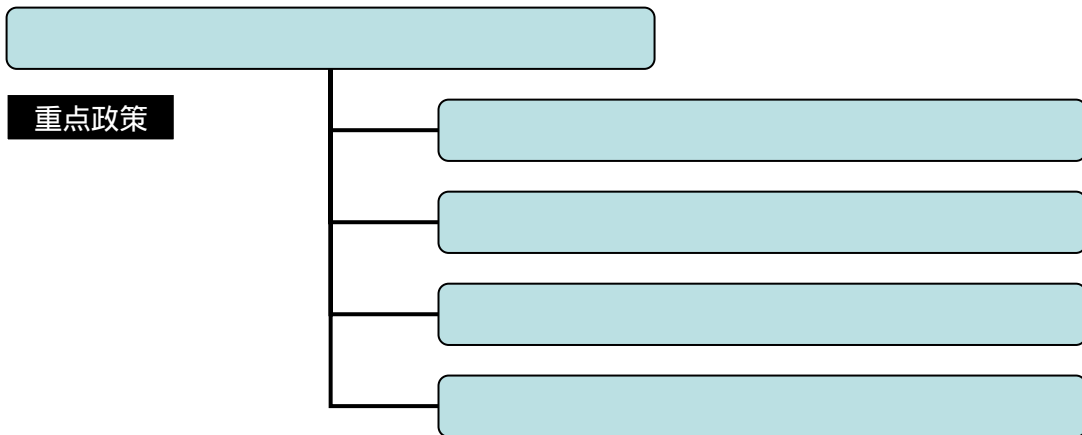
- ・四季折々の魅力を市内外に提供・発信します。
- ・各種関係機関と連携し事業者づくり・人材育成を支援します。
- ・農業への関心を高めるとともに、援農支援策の実施と農業施設の整備・改善を図り、営農が続けられるよう支援します。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより、地域の特性を活かした観光・産業の振興を図ります。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5 年後)	目標値 (10 年後)
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			

5 . 政策別事業費

	5 年間(平成 27 年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

5-(1) 地域コミュニティが元気で住みよい地域をつくります

1. 現状と課題

地域コミュニティは、住民の自治会離れ・地域離れが進む一方、従来から地域の公共を支えてきた各種住民団体の組織活動に加え、地域ボランティア等の市民の自主的な活動が芽生えてきています。こうした中、小学校区など一定のまとまりをもった地域全体の視点から見ると、各団体間の役割や活動を相互に調整する機能がないため、結果として団体間の活動の重複や災害時等の備え不足などの地域課題が顕在化してきています。

これは、市行政が縦割りのまま各団体との調整を進めてきた結果でもあり、今後地域主体のまちづくりを進めるにはこうした弊害をなくし、行政も地域もともに横の連携を図りながら地域コミュニティ再生の方向を探る必要があります。

そこで、「自分たちのまちは、自分たちで住みよいまち、元気なまちにしていく」という地域の住民自治の考え方に基づき「新たな地域コミュニティの確立」をめざしたまちづくりを進めていくことが求められています。具体的には、各小学校区を基本単位とした「地域自治」の制度化をめざして、地域が「自助・共助・公助」の枠組みを市民主体で構築し、新しい「地域と行政」の関係を構築することが課題となっています。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・安心・安全・便利・快適な生活環境を守り、創りあげるのは地域に住む市民が担っていることや市民間で共助の意識を認識し合う。
- ・自治会組織率の向上や活動の活性化に地域をあげて取り組む。
- ・各種地域団体は地域内の他の団体だけでなくNPO等とも強調・連携を図りながら、地域コミュニティ力を高め、地域課題の解決に取り組む。

【自治会・NPO】

- ・自治会などの地縁組織とNPOなどのテーマ型の組織が連携・協力し、地域のまちづくりを担う。

【事業者】

- ・市内の事業所等も、地域を支える構成員として、地域活動に協力・支援を行う。

【行政】

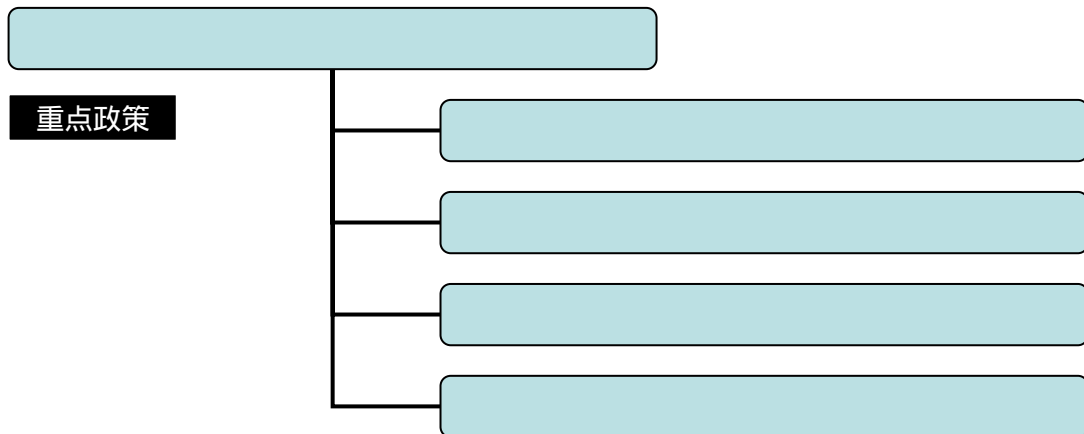
- ・「地域コミュニティ」の再構築を重要課題とし、地域や行政の組織体制のあり方等を地域とともに研究開発し、地域コミュニティづくりに向けた施策を総合的に推進する。
- ・行政の縦割りの弊害を地域に波及させないよう、地域諸団体を担当するセクションの庁内連携を図るとともに、地域への予算配分制度の枠組みを構築する等、市民自治の確立に向けた体制、制度構築等に取り組む。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・自治会活動をはじめ地域の様々な団体が協力して助け合いの輪を広げる
- ・地域と行政の連携や協働によるまちづくりを進める
- ・地域の将来像やまちづくりプラン等を地域コミュニティが中心となって策定する

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5年後)	目標値 (10年後)
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			

5. 政策別事業費

	5年間(平成27年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

目標5 誰もが公共を担い、みんなで作るまち

5-(2) 市民の活動相互の連携を強化し、公共の担い手をこれまで以上に多様化・多元化していきます

1. 現状と課題

箕面市では、非営利公益市民活動促進条例（NPO条例）を平成11年（1999年）に制定し、多くのNPOやボランティア団体などの市民活動が公共サービスの分野で重要な役割を担っています。こうした草の根的な公益市民活動は、地域に密着した活動ができるという強みがある反面、各団体の活動の発展性や専門性・組織力等の点においては課題も多く持ちあわせています。そこで、今後本市の公益市民活動を育成し発展させていくためには、これらの各団体がネットワーク（団体間のつながり）を広げ、相互に協力関係を構築していくことにより、より多くの市民の参画を得て、地域社会を支える力をつけることが必要です。そして子どもたちから高齢者まであらゆる世代が様々な形で市民活動を支える「市民共助」のしくみを根付かせていくことが大きな課題です。

また、公益市民活動団体が地域に密着し、地域コミュニティとのつながりを深めることにより、市民の多様なまちづくりの機会をつくることも必要です。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・NPOやボランティア活動をはじめとする地域課題の解決に関心を持ち、活動に積極的に関わる。

【NPO など】

- ・NPOが担っている公共サービスの質と内容を充実していくため、事業遂行の専門的能力、情報や組織運営マネジメント力を高める。
- ・NPO条例登録の促進を図るとともに、NPOの分野別のネットワーク化を進める。各団体の支援、新規公益活動の機会の拡大や情報の一元化・公開を進める。
- ・地域コミュニティとの連携を進める。

【市民・行政が協働】

- ・行政サービスのあり方を見直し、NPO等への委託・事業移管等を計画的に進める。
- ・様々な公共的課題について、コミュニティビジネス化等、地域での新たな取り組み手法について調査研究を進める。
- ・協働事業の効果・効率を測る評価尺度の指標化等、客観的な視点から総合評価ができる土壌をつくる。
- ・行政と公益市民活動団体とが相互の信頼関係を高めながら、地域社会における公共的課題の共有化を図る。

【行政】

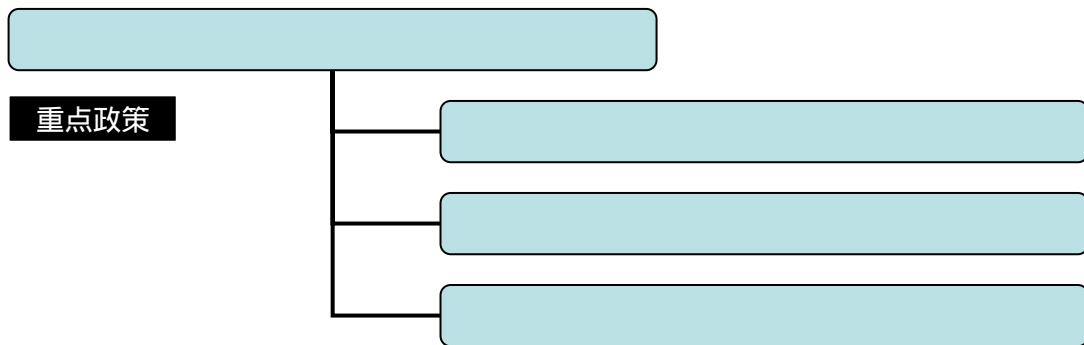
- ・NPO等市民公益活動団体を発展させるため、総合的な行政支援策を構築する。
- ・NPO等市民公益活動団体の市政への参画機会を拡大し、協働によるまちづくりを進める。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・多くの市民が公益市民活動団体等でボランティア活動に参加し、市民の持つ技能・知識や資金をこれらの活動に提供できる環境づくりをめざします。
- ・公益市民活動団体の自立化が進み、自主事業や行政との協働による事業実施が活発に行われるよう、公共の分野を市民と行政がともに開拓していきます。
- ・公益市民活動団体のネットワーク形成が進み、活動の活性化により行政への政策提案や参画の機会を整備していきます。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4. 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5年後)	目標値 (10年後)
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			
	市民 事業者 行政			

5. 政策別事業費

	5年間(平成27年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

5-(3) 市民とともに行政は無駄のない経営を進め、健全な財政を次世代に継承します。

1. 現状と課題

地方財政は、長引く景気低迷や社会保障関係経費の自然増などにより、深刻な状況が続いています。本市においても、三位一体の改革による税源移譲において、税収構造の特性から税収入などの一般財源が大幅に減少する中、平成19年度決算においては経常収支比率が100%を超えるなど極めて厳しい財政状況となっています。

このような財政危機の中、毎年度の財源不足を解消し基金に頼らない行財政運営を持続して行くためには、市税等の滞納対策の強化や市が所有する資産の利活用、広告収入などによって収入の増加を図るとともに、総花的な行財政運営ではなく、将来に向けた子育て、福祉、防災、公共交通整備などの重要施策に重点的に資源を配分するなど、効率的な自治体経営を行い、持続可能な魅力あるまちづくりの実現が大きな課題となっています。

2. 各主体の主な役割

【市民】

- ・これまで行政が担ってきた役割であっても、市民ができることは市民が担います。
- ・行政と協働でできることは協働で行います。

【自治会やNPOなど】

- ・これまで行政が担ってきた役割であっても、自治会やNPOなどができることは自治会やNPOなどが担います。
- ・行政と協働でできることは協働で行います。

【行政】

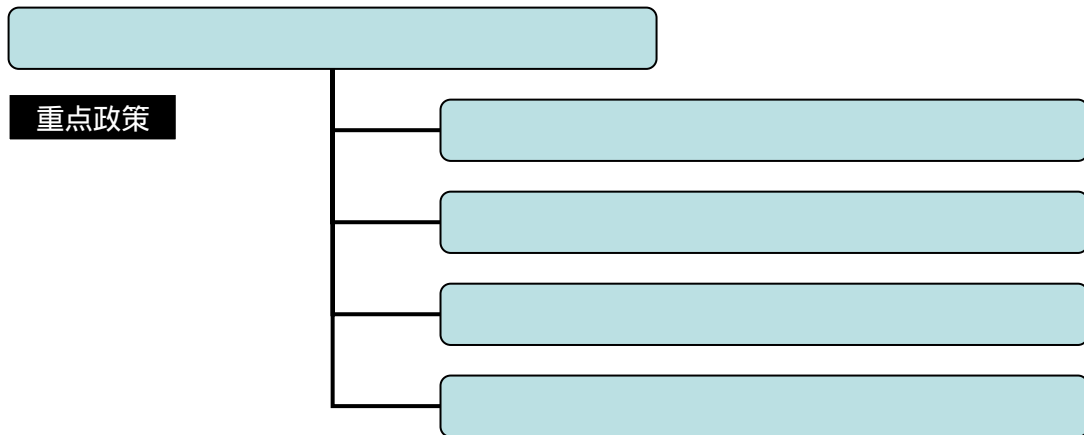
- ・市民などと協働できることは協働で行います。
- ・政策形成にあたっては、市民などの意見を市政に反映します。
- ・行政でなければできない機能に集中して、一層効率的な行政運営を進めます。
- ・市民などの理解と協力を得て、悪化している財政の健全化に努めます。

3. 政策の方向

(1) 基本方針

- ・市役所の業務が効率化され、組織も人もスリム化していきます。
- ・市民の意見をより一層市政に反映していきます。
- ・財政の状況が理解されるように説明していきます。

(2) 政策・施策体系



(3) 施策の内容

4 . 成果指標

成果指標名	主役度	現状値	目標値 (5 年後)	目標値 (10 年後)
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			
	市 民 事 業 者 行 政			

5 . 政策別事業費

	5 年間(平成 27 年度まで)
総事業費	億円

【関連計画】

第5章 地域別の特性と今後の施策展開

第1節 北部地域

(1) 地域特性

北部地域は、止々呂美地区を余野川が流れ、柚子、びわ、梅、栗などの果樹栽培を中心とした農地と旧集落など、のどかな里山の風景が残っています。一方、箕面森町（水と緑の健康都市）は平成19年度から一部地区に入居が始まり、多世代共生・環境共生・地域共生をコンセプトとしたまちづくりを進めています。

人口は、他の地域に比べて少なく、止々呂美地区では人口減少と高齢化が進行しています。農業従事者の後継者問題も深刻です。箕面森町では開発に伴って人口が増加しています。

交通は、本市の南側に形成された市街地とは中央山間地域により分断され、いずれの地域へも不便でしたが、箕面グリーンロードや止々呂美東西線などが開通し、飛躍的に交通の利便性が高まっています。

(2) 現状

北部地域は、旧集落と新しいまちが共存する地域へと変わりつつあります。箕面森町では、小中一貫校や認定こども園（保育所と幼稚園が一体化した施設・2011年(平成23年)4月開設予定）といった文教施設が整備され、若年層の入居が見込まれています。止々呂美地区では、旧止々呂美小中学校を地域交流及び地域活性化の拠点として活用することを検討しています。

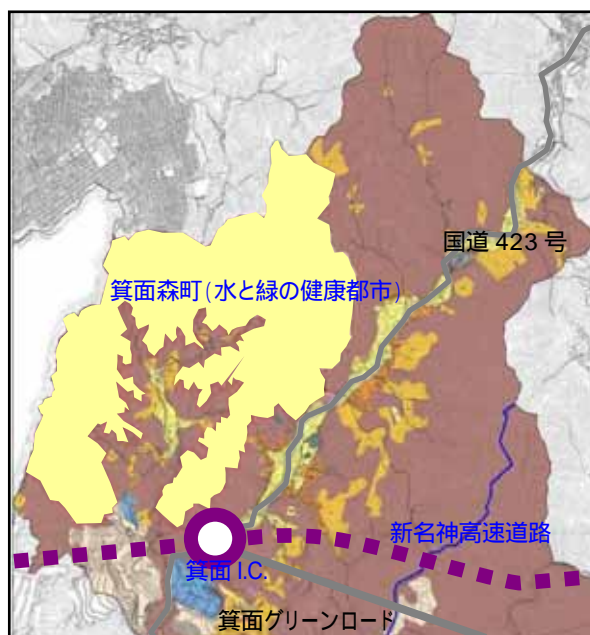
(3) 施策の展開

交通の利便性が向上すると、他地域からの観光流入なども期待でき、朝市などの地域活性化策により農業振興を図っていきます。

2018年度(平成30年度)開通予定の新名神高速道路の箕面I.C.が設置されると、その周辺で、流通の利便性を活かした企業の立地需要が高まると想定されます。ただし、現状は、箕面森町を除くと市街化調整区域となっていることから、企業立地を促進する場合は、自然の保全や交通基盤整備に十分配慮し、計画的なまちづくりを進めていきます。

箕面森町への若年層の入居に伴い、子どもの増加が想定されるため、子育て支援施策を進めていきます。

止々呂美地区と箕面森町の地域交流を促進し、新たなコミュニティの形成を図っていきます。



第2節 東部地域

(1) 地域特性

東部地域は、勝尾寺川が東方向に流れ、旧集落地とその周辺のまとまった農地のほか、昭和45年頃から主に民間企業や住宅・都市整備公団（現「都市再生機構」）が行った計画的な大規模住宅開発による市街地で構成されています。

国道171号沿道には郊外型店舗の立地が進み、商業・サービス施設が沿道に軒を連ねており、粟生間谷地区には大阪大学（外国語学部）があつて、外国人留学生も多く居住しています。

また、丘陵部においては、学術研究施設、新産業施設の誘致が期待される彩都（国際文化公園都市）の整備が進められ、既に人口の転入や企業の立地が進んでおり、地域の南部にあたる小野原地区周辺は土地区画整理事業が進み、良好な住宅地が形成されつつあります。

(2) 現状

東部地域は、近年、新たに住宅供給が進む彩都や小野原西地区を除くと、一時期の著しい人口増加はおさまり、横ばい、もしくは、減少傾向にあります。

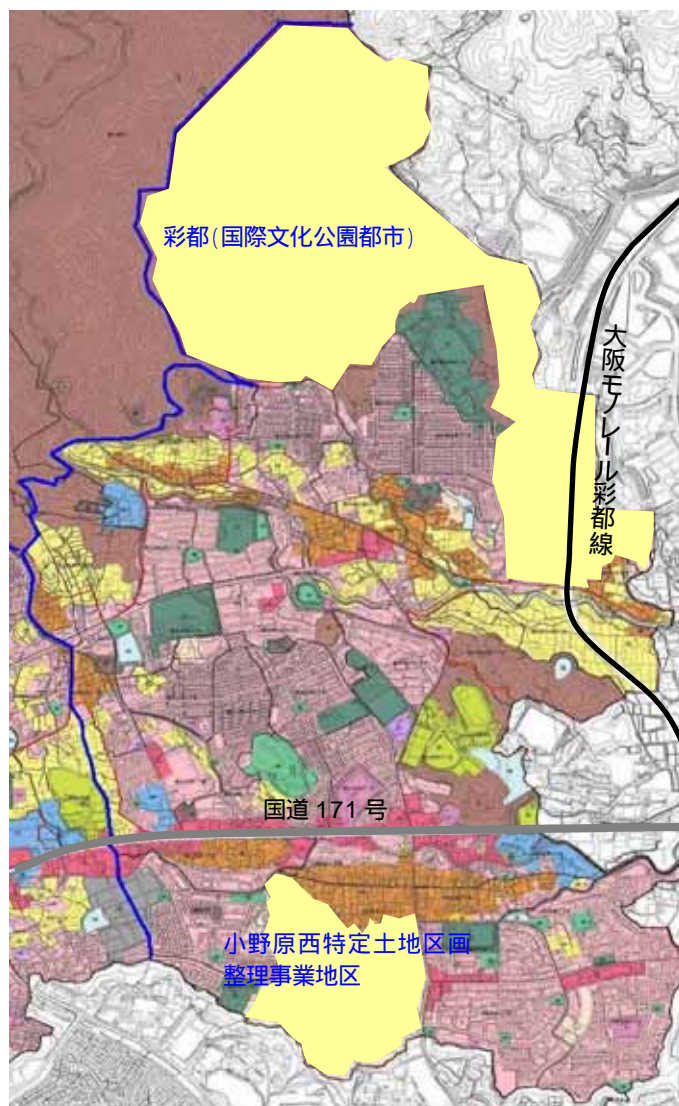
今後、彩都や小野原西地区の開発によって人口が増加し、生活サービス施設の立地が促進されるなど、東部地域の利便性の向上に寄与するとともに、彩都への人口集積が、モノレール沿線住民の生活サービスの向上に影響するなど、さらに沿線地域の住宅需要を喚起し、東部地域の住宅供給が促進される可能性もあります。

(3) 施策の展開

彩都や小野原西地区への若年層の入居に伴い、子どもの増加が想定されるため、教育や子育ての支援に努めます。

彩都やその周辺では、ライフサイエンス分野の研究開発施設や成長が見込まれるバイオ産業等の立地が進むと考えられますが、工場等の進出による環境悪化防止のため、地区計画制度等を活用するなど、国や府との連携を一層深めて良好な住環境を保全します。

東部地域は、大阪大学（外国語学部）があり、外国人留学生も多く居住していますので、多文化共生社会の実現に向けて、国際化施策を推進します。



第3節 中部地域

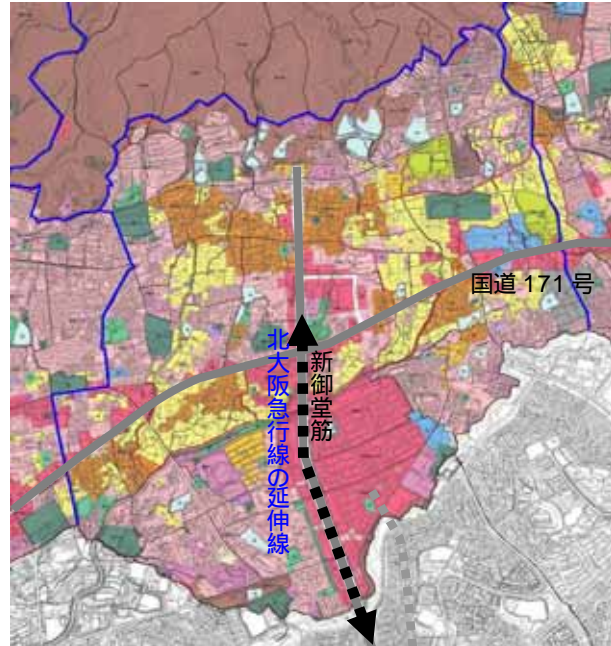
(1) 地域特性

農地と旧集落地から構成されていた中部地域は、東西の交通軸である国道171号と南北の交通軸である国道423号(新御堂筋)などの交通基盤の整備とともに、中部地域南部の大阪船場繊維卸商団地や、かやの中央(箕面新都心)を中心に市街化が急速に進行し、農地等の田園的な地区と計画的な市街地が混在する地域となっています。

また、国道171号や国道423号(新御堂筋)をはじめとした幹線沿いは、商業・業務系土地利用への転換が多く見られるようになってきています。

地域の中央部には農地が広がり、農地を囲む周辺は旧集落、低層住宅地が形成されており、如意谷及び船場西地区では、中高層住宅地が形成され、外院、坊島に計画的に整備された住宅地が広がっています。

箕面市の中では、時間距離的には最も大阪都心に近く利便性が高く、当面、空閑地の開発により人口増加が続くものと予想されます。



(2) 現状

中部地域は、本市の道路交通軸の結節点という地理的条件を活かし、箕面の新たな都市拠点として整備したかやの中央(箕面新都心)地区を中心ににぎわいと交流のまちづくりを進めています。今後、北大阪急行の延伸に向けた取組を展開し、新たな交通軸の誘導により、かやの中央(箕面新都心)を拠点とした市内交通体系の確立やさらなる集客力の向上などの施策を検討していきます。

また、かやの中央(箕面新都心)地区を含む山すそに広がる緑豊かな住宅地や農地を活かしたまちなみを形成し、まちの発展から成熟へと向かうまちづくりを進めます。

(3) 施策の展開

環境負荷を軽減しながら大阪都心へのアクセス強化を図るため、北大阪急行の延伸を進めます。

北大阪急行延伸に伴い、かやの中央(箕面新都心)を拠点とした市内公共交通網の整備を進めます。

地域の中央部に広がる農地と周辺市街地との空間を維持し、良好なまちなみ形成を進めます。

第4節 西部地域

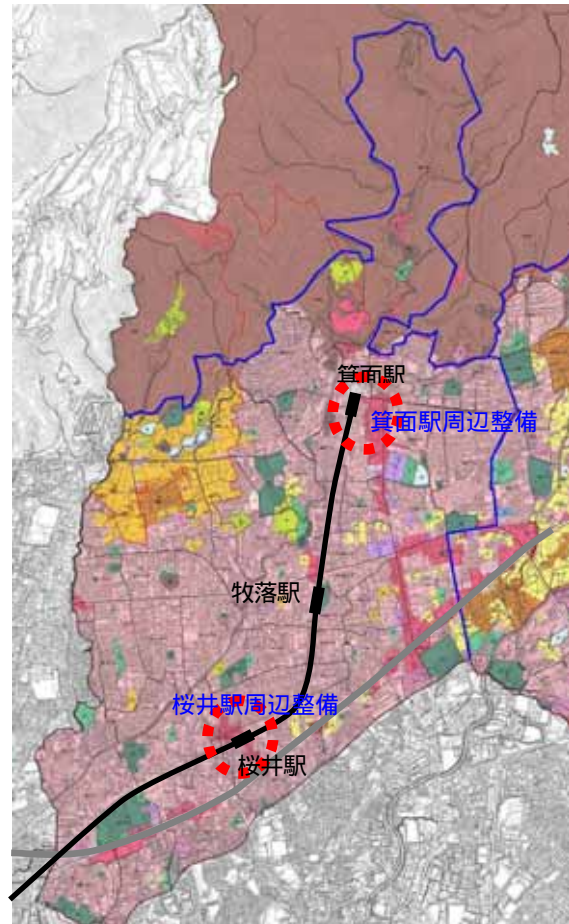
(1) 地域特性

西部地域は、箕面川が南西方向に流れ、それにほぼ並行して阪急電鉄箕面線が走っています。明治43年に箕面有馬電気軌道(現在の阪急箕面線)が開通して以来、大阪近郊の住宅地として早くから良好な住宅地造成により市街化が進んできました。また1922年(大正11年)に桜ヶ丘地区で開かれた「住宅改造博覧会」は、瀟洒な洋館スタイルの家並みが今も受け継がれ、周囲の住宅地と良好なまちなみ景観を形成しています。

一方、箕面駅から瀧安寺、箕面大滝にかけての府営箕面公園一帯は、古くから観光地として著名で、多くの来訪者があります。

また、箕面駅周辺は、商業地として高度利用されるとともに、文化・行政施設等が集積していることから、生活文化の拠点にもなっています。

人口は、市街地の大部分が既成市街地となっているため、新たな居住者の増加の見込みは低いものの、近年は宅地の細分化や企業の社宅の転売等により、小規模な宅地開発が行われ、わずかながらも新たな人口の流入も見られます。



(2) 現状

早くから住宅地として良好なまちなみが整備された一方で、今後、一定の人口流入がなければ、高齢単身世帯の増加等により、住宅の転売等が発生する可能性があります。住宅の転売により、地区計画等により敷地細分化の規制がない地区では、敷地の細分化も予測されるなど、従来築かれてきた良好なまちなみの変化が予想されることから、宅地開発や建築時においては、周囲と調和のあるまちなみ形成などの取組が必要です。

(3) 施策の展開

箕面駅や桜井駅周辺整備については、まちなみの美化や円滑な交通アクセスを創出するとともに、周辺商店等の活性化をめざしたまちづくりを進め、西部地域の利便性の向上を図っていきます。

地域商業の活性化や子育て支援策の強化などにより、新たな人口(特に若年層)の流入を促進していきます。

既成市街地の新たなコミュニティの形成をはじめ既存の組織や新たな人口流入を生み出すことで地域を活性化させ、今後とも住みよい良好な住宅環境を整えていきます。

第5節 中央山間地域

(1) 地域特性

中央山間地域は、本市の約60%を占める広大な山間・山麓地であり、大部分が近郊緑地保全区域に指定されています。また、天然記念物に指定された箕面山サル生息地をはじめ、多くの動植物が棲息する豊かな自然環境が残されています。箕面山の自然と、滝や溪谷の創りだす見事な景観は文化財としても大変貴重で、1956年(昭和31年)には文化財保護法に基づき、国から「名勝」の指定を受けています。

また、明治の森箕面国定公園の「政の茶屋」は、東京都八王子市にある明治の森高尾国定公園まで続く東海自然歩道(全長1,697km)の起点となっているほか、自然研究路や「かちおじ道」として知られる勝尾寺への旧参道なども多くのハイカーらでにぎわっています。こうした四季を通じた自然や史跡を楽しめるレクリエーションの場としても貴重な地域です。

(2) 現状

2004年(平成14年)に山麓保全アクションプログラムが策定され、山林所有者・市民・行政の三者協働で自然環境の保全に取り組んできました。一方で、ごみや車両等の不法投棄対策の強化や、自然環境の保全意識の高揚が求められます。自然環境とのバランスを保ちながら、恵まれた自然を生かした観光の活性化が課題となっています。

(3) 施策の展開

箕面市の豊かな自然環境を守り育てます。山林所有者・市民・NPO・事業者と連携し、山麓保全アクションプログラムを推進します。一方で、国や府との連携を一層深めて、環境、農林、防災面などから山間・山麓保全を進めていきます。

豊かな自然と貴重な文化財を生かした新たな観光ルートの開発など、観光の振興を事業者とともに進めていきます。